

## 4 水質関係資料

表 水質1 公共用水域の水質測定項目

区分		項目	区分	項目
環境基準項目	健康項目	1 カドミウム	要 監 視 項 目	1 クロロホルム
		2 全シアン		2 トランス-1,2-ジクロロエチレン
		3 鉛		3 1,2-ジクロロプロパン
		4 六価クロム		4 p-ジクロロベンゼン
		5 砒素		5 イソキサチオン
		6 総水銀		6 ダイアジノン
		7 アルキル水銀		7 フェニトロチオン
		8 PCB		8 イソプロチオラン
		9 ジクロロメタン		9 オキシ銅
		10 四塩化炭素		10 クロロタロニル
		11 1,2-ジクロロエタン		11 プロピザミド
		12 1,1-ジクロロエチレン		12 EPN
		13 シス-1,2-ジクロロエチレン		13 ジクロロボス
		14 1,1,1-トリクロロエタン		14 フェノカルブ
		15 1,1,2-トリクロロエタン		15 イプロベンホス
		16 トリクロロエチレン		16 クロロニトロフェン
		17 テトラクロロエチレン		17 トルエン
		18 1,3-ジクロロプロペン		18 キシレン
		19 チウラム		19 フタル酸ジエチルヘキシル
		20 シマジン		20 ニッケル
		21 チオベンカルブ		21 モリブデン
		22 ベンゼン		22 アンチモン
		23 セレン		23 塩化ビニルモノマー
		24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		24 エピクロロヒドリン
		25 ふっ素		25 全マンガン
		26 ほう素		26 ウラン
		27 1,4-ジオキサソ	27 クロロホルム	
生活環境項目	水生生物の保全	1 水素イオン濃度	28 フェノール	
		2 溶存酸素量	29 ホルムアルデヒド	
		3 生物化学的酸素要求量	そ の 他 項 目	1 塩化物イオン
		4 化学的酸素要求量		2 塩分
		5 浮遊物質		3 電気伝導率
		6 大腸菌群数		4 アンモニア性窒素
		7 全窒素		5 亜硝酸性窒素
		8 全磷		6 硝酸性窒素
9 全亜鉛	7 有機性窒素			
10 ノニルフェノール	8 燐酸性燐			
11 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	9 陰イオン界面活性剤			
特定項目	トリハロメタン生成能	10 全有機炭素		
特殊項目		1 全クロム		11 n-ヘキサン抽出物質
		2 銅	12 クロロフィル-a	
		3 溶解性鉄	13 2-メチルイソボルネオール	
		4 全鉄	14 ジオスミン	
		5 溶解性マンガン	15 濁度	

表 水質2 公共用水域の水質調査に係る測定機関別測定地点総括表

水域区分		測定地点数				計
		測定機関				
		大分県	国土交通省	水資源機構	大分市	
河川	川	58	28	0	25	111
	環境基準点	31	11	0	6	48
湖沼	沼	6	5	1	0	12
	環境基準点	1	1	0	0	2
海域	域	54	0	0	0	54
	環境基準点	51	0	0	0	51
計		118	33	1	25	177
環境基準点		83	12	0	6	101

表 水質3 生活環境項目（BOD、COD）の環境基準達成率の推移

水域	類型	基準値 (mg/L)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
河川 (BOD)	AA	1以下	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	2 / 3	3 / 3
	A	2以下	28 / 29	30 / 31	28 / 31	29 / 32	29 / 30	29 / 32	30 / 32	30 / 32	26 / 32	31 / 32
	B	3以下	6 / 6	6 / 6	6 / 6	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5
	C	5以下	2 / 2	2 / 2	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
	D	8以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	E	10以下	1 / 1	1 / 1	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	40 / 41	42 / 43	40 / 43	40 / 43	40 / 41	40 / 43	41 / 43	41 / 43	36 / 43	42 / 43
達成率 (%)	-	97.6 (87.2)	97.7 (91.2)	93.0 (90.0)	93.0 (92.3)	97.6 (92.3)	93.0 (92.5)	95.3 (93.0)	95.3 (93.1)	83.7 (92.0)	97.7 (93.9)	
湖沼 (COD)	AA	1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	A	3以下	1 / 1	1 / 1	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	1 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2
	B	5以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	C	8以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	1 / 1	1 / 1	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	1 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2
	達成率 (%)	-	100.0 (53.4)	100.0 (55.6)	100.0 (50.3)	100.0 (53.0)	100.0 (50.0)	100.0 (53.2)	50.0 (53.7)	100.0 (55.3)	100.0 (55.1)	100.0 (55.6)
海域 (COD)	A	2以下	5 / 10	6 / 10	7 / 10	5 / 10	8 / 10	9 / 10	9 / 10	6 / 10	3 / 10	9 / 10
	B	3以下	7 / 7	4 / 7	7 / 7	6 / 7	7 / 7	7 / 7	7 / 7	7 / 7	7 / 7	7 / 7
	C	8以下	4 / 4	4 / 4	4 / 4	4 / 4	4 / 4	4 / 4	4 / 4	4 / 4	4 / 4	4 / 4
	合計	-	16 / 21	14 / 21	18 / 21	15 / 21	19 / 21	20 / 21	20 / 21	17 / 21	14 / 21	20 / 21
	達成率 (%)	-	76.2 (76.0)	66.7 (74.5)	85.7 (78.7)	71.4 (76.4)	90.5 (79.2)	95.2 (78.3)	95.2 (78.4)	81.0 (79.8)	66.7 (77.3)	95.2 (79.1)
合計	合計	-	57 / 63	57 / 65	60 / 66	57 / 66	61 / 64	62 / 66	62 / 66	60 / 66	52 / 66	64 / 66
	達成率 (%)	-	90.5 (83.4)	87.7 (86.3)	90.9 (85.8)	86.4 (87.4)	95.3 (87.6)	93.9 (87.8)	93.9 (88.2)	90.9 (88.6)	78.8 (87.3)	97.0 (89.1)

備考1 分母は調査を実施した環境基準類型指定水域数、分子は環境基準達成水域数を示す。

2 達成率は、環境基準達成水域数 ÷ 環境基準類型指定水域数 × 100 (%)

3 達成率の ( ) 内は、全国の公共用水域集計結果（環境省調べ）による。

4 環境基準の評価は、75%水質値により行い、当該水域内のすべての環境基準点におけるその値が環境基準値以下の場合に「達成」とした。

表 水質4 生活環境項目 (BOD、COD) の環境基準達成状況の推移

(1) 河川 (BOD)

(単位: mg/L)

水系等の区分	水域名	類型	測定地点	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度												
				75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定											
山国川水系	山国川(1)	AA	劔ノ木橋	<0.5	○	0.7	○	0.7	○	0.6	○	0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	0.5	○	0.5	○		
	山国川(2)	A	下唐原	1.2	○	1.0	○	1.1	○	1.2	○	0.9	○	0.9	○	1.2	○	1.6	○	1.2	○	0.9	○		
	津民川	AA	津民小橋	0.7	○	0.9	○	0.7	○	0.7	○	<0.5	○	0.6	○	0.7	○	<0.5	○	0.7	○	0.5	○		
県北河川	跡田川	A	耶馬橋	1.0	○	1.0	○	1.3	○	1.1	○	0.8	○	0.9	○	1.0	○	1.1	○	1.4	○	0.9	○		
	犬丸川	A	今津大橋	1.6	○	1.2	○	1.3	○	1.6	○	1.3	○	2.1	×	1.6	○	1.3	○	2.8	×	1.7	○		
	伊呂波川	A	高津橋	2.3	-	3.4	×	2.4	×	2.8	×	2.2	×	1.8	○	2.0	○	2.8	×	2.2	×	1.7	○		
	駅館川	A	白岩橋	1.2	○	1.2	○	1.3	○	0.9	○	1.3	○	1.0	○	1.0	○	1.2	○	1.1	○	1.1	○	0.6	○
			小松橋	1.4	○	0.9	○	0.7	○	1.5	○	1.1	○	1.1	○	2.0	○	1.1	○	1.1	○	1.1	○	0.8	○
	寄藻川	A	浮殿橋	1.5	○	1.4	○	2.5	×	5.0	×	1.2	○	1.9	○	1.7	○	3.2	×	1.6	○	2.1	×		
桂川	A	えびす橋	1.6	○	1.3	○	1.2	○	2.7	×	1.4	○	1.5	○	1.3	○	1.5	○	1.5	○	1.5	○	1.1	○	
都美川	A	出合橋	1.1	-	1.3	○	0.9	○	1.0	○	1.2	○	1.2	○	0.9	○	1.2	○	1.1	○	1.1	○	0.8	○	
東部河川	伊美川	A	古町	0.6	○	0.8	○	1.1	○	1.0	○	1.3	○	1.1	○	0.7	○	1.5	○	1.0	○	1.0	○	0.5	○
	田深川	A	丹過橋	0.9	○	1.0	○	0.9	○	1.0	○	0.9	○	1.7	○	1.0	○	1.4	○	1.2	○	0.8	○		
	武蔵川	A	涼月橋	0.9	○	1.0	○	1.2	○	0.9	○	1.5	○	3.0	×	2.5	×	1.7	○	2.1	×	0.9	○		
	安岐川	A	港橋	0.9	○	0.9	○	0.9	○	0.9	○	0.6	○	0.7	○	0.6	○	0.9	○	0.9	○	0.7	○		
別荘連見河川	八坂川	A	大左右橋	1.1	○	1.2	○	0.9	○	1.0	○	1.2	○	0.8	○	0.7	○	1.0	○	0.9	○	0.7	○		
			錦江橋	1.1	○	1.6	○	1.1	○	1.2	○	1.3	○	1.9	○	1.0	○	1.5	○	1.6	○	1.2	○		
	朝見川上流	A	南田位橋	0.6	○	0.5	○	0.6	○	<0.5	○	<0.5	○	0.6	○	<0.5	○	1.0	○	1.3	○	1.3	○		
朝見川下流	C	藤助橋	1.7	○	1.4	○	1.5	○	1.0	○	1.1	○	0.8	○	0.9	○	1.4	○	0.9	○	1.3	○			
大分市内河川	祓川	B	御幸橋	2.8	○	2.3	○	2.3	○	2.1	○	1.7	○	2.1	○	1.8	○	1.5	○	3.0	○	3.0	○	1.4	○
	住吉川	C	新川橋	2.7	○	2.7	○	3.0	○	2.6	○	2.5	○	2.2	○	2.0	○	2.5	○	2.2	○	2.2	○	1.8	○
	丹生川上流	A	丹生橋	1.8	○	1.8	○	1.6	○	1.1	○	1.0	○	1.1	○	0.9	○	1.1	○	2.6	×	0.8	○		
	丹生川下流	B	王ノ瀬橋	1.4	○	1.1	○	1.1	○	1.0	○	0.7	○	1.1	○	0.9	○	0.9	○	2.4	○	0.8	○		
大分川水系	大分川上流	A	天神橋	1.2	○	1.0	○	1.0	○	0.8	○	0.8	○	1.1	○	0.9	○	1.1	○	1.0	○	0.9	○		
	大分川中流	A	府内大橋	1.2	○	0.8	○	1.0	○	0.9	○	1.0	○	1.0	○	1.2	○	1.0	○	1.1	○	0.9	○		
	大分川下流	B	広瀬橋	1.4	○	1.1	○	1.3	○	1.3	○	1.3	○	1.2	○	1.4	○	1.2	○	1.6	○	1.1	○		
弁天大橋			1.3	○	0.9	○	1.1	○	1.3	○	1.1	○	1.2	○	1.3	○	0.9	○	1.6	○	1.0	○			
大野川水系	大野川上流	A	犬飼橋	1.2	○	0.8	○	0.9	○	0.9	○	1.4	○	0.9	○	0.9	○	0.9	○	0.8	○	0.8	○	1.0	○
	大野川下流	A	白滝橋	0.7	○	0.7	○	0.8	○	0.7	○	0.8	○	0.7	○	0.9	○	0.8	○	0.9	○	0.7	○		
			鶴崎橋	1.3	○	1.0	○	2.1	○	1.7	○	1.5	○	1.6	○	3.0	×	1.6	○	4.4	×	1.4	○		
	乙津川	A	海原橋	1.2	○	1.3	○	1.7	○	1.3	○	1.8	○	2.2	×	1.8	○	2.0	○	1.4	○	1.2	○		
原川	C	日岡橋	1.8	○	1.7	○	2.3	○	1.8	○	1.7	○	2.1	○	1.8	○	1.7	○	2.9	○	1.9	○			
河白杵川	白杵川	A	馬代橋	2.6	×	1.2	○	1.6	○	1.8	○	1.6	○	0.9	○	0.7	○	0.6	○	2.4	×	0.8	○		
			白杵川河口	1.3	○	0.8	○	1.1	○	1.0	○	1.2	○	0.8	○	0.8	○	0.8	○	0.6	○	0.8	○		
	末広川	A	一の井手堰	2.0	○	1.0	○	1.9	○	1.1	○	0.8	○	1.0	○	1.4	○	0.5	○	1.2	○	0.9	○		
番匠川水系	番匠川上流	A	番匠大橋	<0.5	○	<0.5	○	0.5	○	0.6	○	0.8	○	<0.5	○	<0.5	○	0.6	○	<0.5	○	<0.5	○		
	番匠川下流	A	番匠川河口	1.0	○	0.9	○	1.1	○	1.0	○	1.1	○	0.7	○	1.1	○	1.0	○	0.9	○	0.5	○		
	堅田川上流	A	柏江橋	0.6	○	0.9	○	0.8	○	0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	0.5	○		
	堅田川下流	A	茶屋ヶ鼻橋	1.4	○	1.2	○	1.1	○	1.3	○	1.8	○	1.0	○	1.6	○	0.9	○	0.7	○	0.9	○		
	木立川	A	木立潮止堰	0.6	○	1.0	○	0.8	○	0.6	○	1.1	○	0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	0.5	○	0.5	○		
	中川	B	新常盤橋	2.3	○	2.6	○	2.7	○	1.3	○	2.2	○	1.2	○	1.7	○	1.0	○	1.0	○	0.9	○		
中江川	B	長島橋	1.4	○	1.5	○	2.3	○	1.9	○	2.0	○	1.9	○	1.3	○	1.1	○	1.3	○	1.4	○			
筑後川水系	筑後川(2)	A	三隈大橋	0.8	○	0.9	○	0.8	○	1.0	○	0.8	○	1.5	○	0.9	○	0.9	○	0.9	○	0.7	○		
	大肥川	A	茶屋ノ橋	1.0	○	1.0	○	1.3	○	1.6	○	1.4	○	1.7	○	1.2	○	1.0	○	1.1	○	1.3	○		
	花月川	A	三郎丸橋	1.4	○	1.2	○	1.7	○	1.4	○	-		1.4	○	1.4	○	1.2	○	1.7	○	1.0	○		
	庄手川	A	庄手川流末	1.3	○	1.4	○	1.5	○	1.1	○	-		1.0	○	1.0	○	1.1	○	1.4	○	0.9	○		
	玖珠川	A	市の村橋	0.9	○	0.7	○	1.0	○	0.7	○	0.8	○	0.7	○	0.6	○	0.7	○	0.9	○	0.7	○		
町田川	AA	潜石橋	0.7	○	0.8	○	0.8	○	0.6	○	0.7	○	0.8	○	0.5	○	0.6	○	1.4	×	0.8	○			

備考1 測定地点は、各水域の環境基準点である。  
 2 判定欄の○は環境基準を達成、×は未達成であることを示す。  
 3 判定欄の-は水質類型指定未指定であることを示す。

(2) 湖沼 (COD)

(単位: mg/L)

水域名	類型	測定地点	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度										
			75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定									
松原ダム	A	M-1	1.3	○	1.5	○	1.9	○	2.2	○	1.6	○	2.2	○	1.6	○	2.0	○	1.8	○	1.8	○
北川ダム	A	ダム前-5	-	-	-	-	2	○	2.3	○	3.0	○	2.7	○	3.1	×	2.5	○	2.1	○	2.8	○

備考1 測定地点は、各水域の環境基準点である。  
 2 判定欄の○は環境基準を達成、×は未達成であることを示す。  
 3 判定欄の-は水質類型指定未指定であることを示す。

## (3) 海域 (COD)

(単位: mg/L)

水系等の区分	水域名	類型	測定地点	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度												
				75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定										
周防灘	豊前地先	A	SUSSt-4	2.7		3.1		2.4		3.2		2.2		2.3		2.3		2.7		2.0					
			SUSSt-6	3.1	×	3.0	×	2.4	×	2.7	×	2.2	×	2.5	×	2.4	×	2.3	×	2.5	×	1.9	×		
			SUSSt-8	3.3		2.7		2.2		2.5		2.3		2.7		2.2		2.6		2.8		2.3			
			SUSSt-12	2.2		2.2		2.1		1.8		-		1.8		1.6		2.4		2.1		1.7			
	響灘及び周防灘	A	SUSSt-11	2.7	×	2.4	×	2.6	×	2.0	○	2.4	×	2.0	○	1.8	○	2.6	×	2.2	×	1.9	○		
国東半島地先	A	KSt-1	2.0		2.3		1.9		1.8		2.0		1.7		1.8		2.1		2.0		1.7				
		KSt-3	2.2	×	2.2	×	2.2	×	1.8	○	1.8	○	1.9	○	1.7	○	2.2	×	2.1	×	1.8	○			
		KSt-5	1.9		1.9		1.7		1.8		-		1.8		1.9		2.0		1.9		1.8				
別府湾	住吉泊地	C	BSt-1	2.5	○	3.9	○	2.9	○	2.4	○	2.9	○	2.2	○	2.5	○	2.0	○	2.5	○	2.0	○		
			乙津泊地	C	BSt-2	2.7	○	3.2	○	2.1	○	2.4	○	2.6	○	1.9	○	2.1	○	2.0	○	2.1	○	1.7	○
			鶴崎泊地	C	BSt-3	2.5	○	3.0	○	1.9	○	2.5	○	2.2	○	2.2	○	2.9	○	1.9	○	2.5	○	1.8	○
	大分港	B	BSt-4	2.3		3.3		1.9		2.4		-		2.0		2.1		2.0		2.3		1.6			
			BSt-22	1.9	○	2.7	×	2.3	○	2.3	○	2.1	○	1.8	○	1.6	○	1.8	○	2.2	○	1.9	○		
			BSt-5	1.9		2.8		1.8		2.1		2.2		1.9		1.9		2.0		2.1		1.8			
			BSt-21	2.1		3.1		2.4		2.3		-		1.9		2.3		2.1		2.1		1.7			
	別府港	B	BSt-9	2.4	○	3.7	×	2.0	○	4.2	×	1.9	○	1.8	○	1.7	○	2.2	○	2.2	○	1.7	○		
			BSt-8	2.4		4.0		2.0		2.7		-		1.9		2.3		2.1		2.4		1.9			
	守江港	B	BSt-10	2.1	○	2.1	○	1.7	○	2.1	○	2.0	○	1.7	○	1.5	○	1.7	○	2.0	○	1.7	○		
	別府湾中央	A	BSt-15	1.9		2.8		1.8		2.5		-		1.8		1.6		2.1		2.3		1.7			
			BSt-11	1.9	○	3.5	×	1.8	○	2.7	×	-		1.9	○	1.7	○	2.1	×	2.4	×	1.9	○		
			BSt-16	1.8		1.9		1.9		2.4		1.7		1.6		1.7		1.7		2.3		2.2			
			BSt-12	1.8		2.9		1.6		2.8		1.7		1.7		1.7		1.9		2.3		1.8			
	別府湾東部	A	BSt-17	1.8		1.9		1.7		2.1		-		1.5		1.7		1.9		2.0		1.6			
			BSt-18	1.7	○	1.9	○	1.4	○	2.1	×	1.7	○	1.5	○	1.5	○	1.9	○	1.6	○	1.5	○		
BSt-19			1.9		1.9		1.7		2.1		1.9		1.8		1.5		1.9		2.0		1.6				
			BSt-20	1.6		1.8		1.3		2.6		-		1.6		1.7		1.8		1.7					
大野川東部	B	BSt-6	1.9	○	3.2	×	1.8	○	2.1	○	2.0	○	1.9	○	2.0	○	1.9	○	2.5	○	1.7	○			
		BSt-7	1.8		2.7		2.0		1.9		1.9		2.0		2.2		1.8		2.1		1.6				
佐賀関港	B	SGSt-3	1.9	○	2.2	○	1.4	○	1.4	○	1.9	○	1.7	○	1.6	○	1.7	○	2.1	○	1.7	○			
北海道地先	A	FSt-1	1.6		1.8		1.3		1.4		1.4		1.3		1.6		1.6		1.7		1.6				
		FSt-3	1.4	○	1.8	○	1.5	○	1.5	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○			
		FSt-4	1.5		1.8		1.6		1.5		1.5		1.5		1.4		1.6		2.0		1.5				
白杵湾	A	USt-2	2.4		1.9		1.8		2.2		-		1.3		1.5		1.8		2.2		1.6				
		USt-4	2.3	×	1.7	○	1.7	○	2.1	×	1.6	○	1.5	○	1.5	○	1.8	○	2.0	×	1.6	○			
		USt-5	1.9		2.0		1.8		1.8		-		1.5		1.6		1.7		1.8		1.5				
津久見湾	A	TSt-1	2.1		1.9		1.4		1.9		1.5		1.7		1.8		1.6		1.9		1.6				
		TSt-2	1.9	×	1.8	○	1.4	○	1.8	○	1.4	○	1.5	○	1.7	○	1.6	○	2.0	×	1.7	○			
		TSt-3	2.0		1.8		1.7		1.8		-		1.5		1.7		1.4		2.3		1.5				
		TSt-4	2.1		2.0		1.4		1.9		-		1.6		1.5		1.6		2.1		1.8				
佐伯湾	甲水域	C	SSSt-1	2.3		2.2		2.1		2.3		-		1.9		2.1		2.3		2.1		1.8			
			SSSt-2	2.7	○	2.3	○	1.9	○	2.2	○	1.8	○	1.9	○	1.9	○	2.3	○	2.2	○	1.7	○		
			SSSt-3	2.4		2.0		1.9		2.2		-		1.7		1.7		2.0		2.3		2.0			
	乙水域	B	SSSt-4	1.9		2.0		1.8		1.7		1.6		1.7		1.5		1.9		2.0		1.5			
			SSSt-5	1.7	○	1.9	○	1.6	○	1.7	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○		
				SSSt-6	1.6		1.8		1.6		1.8		-		1.8		1.7		1.7		2.0		1.3		
	丙水域	B	SSSt-8	2.1	○	1.9	○	1.6	○	2.0	○	1.8	○	1.8	○	1.6	○	2.2	○	2.2	○	1.6	○		
SSSt-7			2.0		2.1		2.0		2.1		-		1.8		1.7		2.1		2.2		1.7				
丁水域	A	SSSt-10	1.8		1.8		1.8		2.0		-		1.7		1.6		1.8		1.8		1.6				
		SSSt-9	1.5	○	1.8	○	1.6	○	1.6	○	1.5	○	1.6	○	1.5	○	1.9	○	2.0	○	1.5	○			
			SSSt-11	1.7		1.8		1.9		1.7		-		1.5		1.5		1.9		1.9		1.4			
南海部郡地先	A	NSt-4	1.7		1.3		1.4		2.5		-		1.5		1.8		1.7		2.3		1.4				
		NSt-5	1.9	○	1.7	○	1.8	○	1.8	×	-	○	1.9	○	1.3	○	1.5	○	1.6	×	1.3	○			
		NSt-12	1.4		1.6		1.6		2.0		1.6		1.4		1.3		1.5		1.8		1.2				

- 備考1 測定地点は、各水域の環境基準点である。  
 2 判定欄の○は環境基準を達成、×は未達成であることを示す。  
 3 判定欄の-は水質類型指定未指定であることを示す。

表 水質5 生活環境項目（全窒素、全磷）の環境基準達成率の推移

水 域	類 型	基準値 (mg/L)		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		全窒素	全 磷										
湖 沼	I	0.1以下	0.005以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	II	0.2以下	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	III	0.4以下	0.03以下	1 / 1	0 / 1	1 / 2	1 / 2	2 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2	2 / 2
	IV	0.6以下	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	V	1以下	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	1 / 1	0 / 1	1 / 2	1 / 2	2 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2	2 / 2
	達成率 (%)	-	-	100 (46.6)	0 (45.9)	50 (46.4)	50 (50.0)	100 (52.2)	50 (50.4)	50 (47.9)	50 (51.3)	50 (50.4)	100 (50.4)
海 域	I	0.2以下	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	II	0.3以下	0.03以下	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	7 / 7	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8
	III	0.6以下	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	IV	1以下	0.09以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	7 / 7	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8
	達成率 (%)	-	-	100 (82.2)	100 (80.3)	100 (82.2)	100 (84.9)	100 (81.5)	100 (81.6)	100 (84.8)	100 (83.9)	100 (88.6)	100 (89.4)
合 計	合計	-	-	9 / 9	8 / 9	9 / 10	9 / 10	9 / 9	9 / 10	9 / 10	9 / 10	9 / 10	10 / 10
	達成率 (%)	-	-	100	88.9	90.0	90.0	100.0	90.0	90.0	90.0	90.0	100.0

- 備考1 分母は環境基準類型指定水域数、分子は環境基準達成水域数を示す。  
 2 達成率は、環境基準達成水域数 ÷ 環境基準類型指定水域数 × 100 (%)  
 3 達成率の ( ) 内は、全国の公共用水域集計結果（環境省調べ）による。  
 4 環境基準の評価は、当該水域内のすべての環境基準点における表層の年間平均値を当該水域内のすべての基準点について平均したその値が、全窒素及び全磷ともに環境基準値以下の場合に「達成」とした。

表 水質6 生活環境項目（全窒素及び全燐）の環境基準達成状況の推移

(1) 湖沼

(単位：mg/L)

水域名	類型	調査地点	項目	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度			
				平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価
松原ダム貯水池	Ⅲ	M-1	全窒素	0.29	○	0.49	×	0.50	×	0.50	×	0.40	○	0.41	×	0.44	×	0.43	×	0.42	×			0.36	○
				0.016	○	0.025	○	0.027	○	0.028	○	0.029	○	0.029	○	0.034	×	0.030	○	0.029	○			0.023	○
北川ダム	Ⅲ	ダム前-5	全窒素	0.38	-	0.36	-	0.31	-	0.32	-	0.40	-	0.33	-	0.46	-	0.29	-	0.38	-			0.32	-
				0.013	-	0.010	-	0.010	○	0.017	○	0.017	○	0.017	○	0.010	○	0.027	○	0.011	○	0.012	○	0.013	○

備考1 北川ダムについては、全燐に限る。

備考2 評価は年間平均値にて行い、評価欄の「○」は環境基準を達成、「×」は未達成、「-」は評価していないことを示す。

(2) 海域

(単位：mg/L)

水域名	類型	調査地点	項目	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度			
				平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価
響灘及び周防灘(二)	Ⅱ	SUS-4.68, 11.12	全窒素	0.27	○	0.20	○	0.16	○	0.16	○	0.15	○	0.15	○	0.15	○	0.15	○	0.15	○	0.19	○	0.13	○
				0.020	○	0.018	○	0.020	○	0.024	○	0.022	○	0.022	○	0.022	○	0.021	○	0.023	○	0.024	○	0.020	○
国東半島地先	Ⅱ	KSt-1.3.5	全窒素	0.29	○	0.22	○	0.15	○	0.13	○	0.17	○	0.12	○	0.12	○	0.12	○	0.10	○	0.10	○	0.10	○
				0.018	○	0.018	○	0.017	○	0.024	○	0.024	○	0.024	○	0.021	○	0.019	○	0.018	○	0.019	○	0.020	○
別府湾(イ)	Ⅱ	BS-11.12, 15.16	全窒素	0.28	○	0.24	○	0.16	○	0.19	○	0.17	○	0.14	○	0.14	○	0.15	○	0.12	○	0.14	○	0.13	○
				0.021	○	0.018	○	0.018	○	0.028	○	0.022	○	0.023	○	0.023	○	0.022	○	0.025	○	0.022	○	0.020	○
別府湾(ロ)	Ⅱ	BS-17.18, 19.20	全窒素	0.24	○	0.21	○	0.16	○	0.16	○	0.16	○	0.13	○	0.13	○	0.13	○	0.11	○	0.12	○	0.12	○
				0.019	○	0.015	○	0.017	○	0.021	○	0.021	○	0.020	○	0.020	○	0.018	○	0.020	○	0.021	○	0.019	○
北海道東部地先	Ⅱ	FSt-1.3.4	全窒素	0.28	○	0.24	○	0.11	○	0.13	○	0.14	○	0.12	○	0.12	○	0.11	○	0.11	○	0.12	○	0.12	○
				0.018	○	0.018	○	0.015	○	0.017	○	0.017	○	0.019	○	0.022	○	0.016	○	0.017	○	0.023	○	0.018	○
臼杵湾	Ⅱ	USt-4.5	全窒素	0.28	○	0.29	○	0.12	○	0.18	○	0.15	○	0.12	○	0.12	○	0.13	○	0.12	○	0.14	○	0.11	○
				0.019	○	0.019	○	0.018	○	0.025	○	0.025	○	0.025	○	0.020	○	0.018	○	0.020	○	0.024	○	0.018	○
津久見湾	Ⅱ	TSt-3.4	全窒素	0.27	○	0.28	○	0.13	○	0.14	○	-	-	0.12	○	0.12	○	0.12	○	0.11	○	0.13	○	0.11	○
				0.017	○	0.019	○	0.016	○	0.018	○	0.018	○	-	-	0.021	○	0.014	○	0.019	○	0.022	○	0.017	○
佐伯湾	Ⅱ	SSt-6.7.8.9, 10.11	全窒素	0.27	○	0.23	○	0.13	○	0.18	○	0.13	○	0.12	○	0.12	○	0.13	○	0.16	○	0.15	○	0.11	○
				0.022	○	0.016	○	0.017	○	0.021	○	0.021	○	0.021	○	0.022	○	0.023	○	0.029	○	0.025	○	0.017	○

備考 評価は水域内の全ての環境基準点の年間平均値にて行い、評価欄の「○」は環境基準を達成、「×」は未達成を示す。



表 水質7 水生生物の保全に係る環境基準達成状況

## 1 全亜鉛

## (1) 河川

(単位: mg/L)

水系等の区分	水域名	水域類型	測定地点	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
				平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
山国川水系	山国川上流	生物A	大曲橋	<0.003	○	<0.003	○	0.011	○
	山国川下流	生物B	下唐原	0.003	○	0.005	○	0.003	○
	山移川	生物B	Y R - 1	-	-	<0.003	○	0.004	○
	津民川上流	生物A	土居橋	-	-	0.003	○	<0.003	○
	津民川下流	生物B	津民小橋	<0.003	○	<0.003	○	0.005	○
	跡田川	生物B	耶馬橋	<0.003	○	<0.003	○	0.006	○
県北河川	犬丸川	生物B	今津大橋	0.005	○	0.003	○	0.005	○
	伊呂波川	生物B	高津橋	<0.003	○	<0.003	○	0.003	○
	駅館川	生物B	白岩橋	0.003	○	<0.003	○	0.007	○
		生物B	小松橋	0.004	○	0.003	○	0.005	○
	寄藻川	生物B	浮殿橋	0.003	○	<0.003	○	0.004	○
	桂川	生物B	えびす橋	<0.003	○	<0.003	○	0.005	○
	都甲川	生物B	出合橋	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○
国東半島東部河川	伊美川	生物B	古町	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○
	田深川	生物B	丹過橋	<0.003	○	<0.003	○	0.004	○
	武蔵川	生物B	涼月橋	<0.003	○	<0.003	○	0.003	○
	安岐川	生物B	港橋	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○
別杵速見河川	八坂川	生物B	錦江橋	<0.003	○	0.005	○	0.004	○
			大左右橋	<0.003		<0.003		<0.003	
	朝見川	生物B	南田位橋	0.004	○	0.003	○	0.006	○
			藤助橋	0.015		0.006		0.009	
大分市内河川	祓川	生物B	御幸橋	0.005	○	0.005	○	0.005	○
	住吉川	生物B	新川橋	0.025	○	0.017	○	0.006	○
	丹生川	生物B	王ノ瀬橋	0.009	○	0.007	○	0.008	○
			丹生橋	0.003		<0.003		<0.003	
	尾田川	生物B	落合橋	0.006	○	0.004	○	0.003	○
大分川水系	大分川	生物B	弁天大橋	0.005	○	<0.003	○	<0.003	○
			府内大橋	<0.003		<0.003		<0.003	
			天神橋	0.003		<0.003		<0.003	
	裏川	生物B	裏川橋	0.016	○	0.013	○	0.021	○
	寒田川	生物B	平田橋	0.003	○	0.003	○	0.003	○
	七瀬川上流	生物A	出合橋	0.005	○	<0.003	○	<0.003	○
	七瀬川下流	生物B	光吉	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○
	尼ヶ瀬川	生物B	樋門	0.012	○	0.013	○	0.008	○
	賀来川	生物B	賀来橋	0.005	○	0.004	○	0.004	○
	芹川	生物B	猿渡橋	0.009	○	<0.003	○	0.003	○
	阿蘇野川上流	生物A	村内橋	0.005	○	0.003	○	0.004	○
阿蘇野川下流	生物B	西鶴大橋	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	
大野川水系	大野川	生物B	鶴崎大橋	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○
			白滝橋	<0.003		<0.003		<0.003	
			犬飼	<0.003		<0.003		<0.003	
			猿飛橋	<0.003		0.022		0.003	
	判田川	生物B	八地藏橋	<0.003	○	<0.003	○	0.006	○
	茜川	生物B	福門大橋	0.004	○	0.010	○	0.007	○
	野津川	生物B	吉四六大橋	0.003	○	<0.003	○	<0.003	○
	三重川	生物B	下赤嶺橋	0.003	○	0.008	○	0.013	○
	奥嶽川上流	生物A	権現橋	0.003	○	0.003	○	0.004	○
	奥嶽川下流	生物B	岩戸橋	0.003	○	<0.003	○	0.008	○
	九折川	生物A	岡橋	0.036	※	0.043	※	0.038	※
	緒方川上流	生物A	原尻の滝	0.003	○	0.010	○	0.004	○
	緒方川下流	生物B	共栄橋	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○
	稲葉川	生物B	萬里橋	<0.003	○	0.003	○	<0.003	○
	玉来川	生物B	常盤橋	0.003	○	0.007	○	0.003	○
	乙津川	生物B	海原橋	0.004	○	0.003	○	<0.003	○
原川	生物B	日岡橋	0.029	○	0.012	○	0.013	○	

水系等の区分	水域名	水域類型	測定地点	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
				平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
白杵市内河川	白杵川	生物B	馬代橋	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○
			白杵川河口	<0.003		0.003		<0.003	
	末広川	生物B	一の井出堰	<0.003	○	0.011	○	0.004	○
番匠川水系	番匠川上流	生物A	虫月橋	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○
	番匠川下流	生物B	番匠大橋	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○
			番匠川河口	<0.003		<0.003		<0.003	
	中川	生物B	新常盤橋	0.005	○	0.005	○	0.005	○
	中江川	生物B	長島橋	0.004	○	0.007	○	0.005	○
	堅田川上流	生物A	船形橋	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○
	堅田川下流	生物B	柏江橋	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○
			茶屋ヶ鼻橋	0.013		<0.003		<0.003	
木立川	生物B	木立潮止堰	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	
筑後川水系	筑後川下流	生物B	三隈大橋	0.003	○	0.003	○	<0.003	○
	玖珠川	生物B	市の村橋	<0.003	○	0.011	○	0.014	○
	町田川	生物B	潜石橋	<0.003	○	0.020	○	<0.003	○
	庄手川	生物B	庄手川流末	<0.003	○	0.004	○	<0.003	○
	花月川上流	生物A	山神橋	-	-	<0.003	○	0.004	○
	花月川下流	生物B	三郎丸橋	0.003	○	0.003	○	0.005	○
	大肥川	生物B	茶屋ノ瀬橋	<0.003	○	<0.003	○	0.008	○

※ 九折川については、全亜鉛の基準は適用しない。

- 1 測定地点は、各水域の環境基準点である。
- 2 平均値-は測定未実施であることを示す。
- 3 判定欄の○は環境基準を達成、×は未達成、-は水質類型指定未指定であることを示す。(以下同じ)

## (2) 湖沼

(単位：mg/L)

水域名	水域類型	基準点	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
松原ダム貯水池(梅林湖)	湖沼生物B	M-1	0.003	○	0.003	○	<0.003	○
北川ダム貯水池	湖沼生物B	ダム前-5	0.003	○	<0.003	○	0.004	○
芹川ダム貯水池	湖沼生物B	本川-9	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○
		本川-17	<0.003		<0.003		<0.003	
耶馬溪ダム貯水池	湖沼生物B	YL-1	0.003	○	0.004	○	0.004	○

## (3) 海域

(単位：mg/L)

水域名	水域類型	基準点	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
大分県地先水域	海域生物A	BSt-12	<0.001	-	<0.001	-	0.001	○
		BSt-15	-		-		<0.001	
大分県北部沿岸域	海域生物特A	KSt-5	0.003	-	<0.001	-	<0.001	○
		BSt-10	<0.001		<0.001		<0.001	
大分県南部沿岸域	海域生物特A	USt-4	<0.001	-	0.003	-	<0.001	○
		SSt-4	<0.001		0.002		0.001	

※海域の類型指定は平成26年度から適用



## 2 ノニルフェノール

## (1) 河川

(単位：mg/L)

水系等の区分	水域名	水域類型	測定地点	平成25年度		平成26年度	
				平均値	判定	平均値	判定
山国川水系	山国川上流	生物A	大曲橋	-	-	-	-
	山国川下流	生物B	下唐原	<0.00006	○	<0.00006	○
	山移川	生物B	Y R - 1	-	-	-	-
	津民川上流	生物A	土居橋	-	-	-	-
	津民川下流	生物B	津民小橋	-	-	-	-
	跡田川	生物B	耶馬橋	-	-	-	-
県北河川	犬丸川	生物B	今津大橋	<0.00006	○	<0.00006	○
	伊呂波川	生物B	高津橋	-	-	-	-
	駅館川	生物B	白岩橋	<0.00006	○	<0.00006	○
		生物B	小松橋	<0.00006	○	<0.00006	○
	寄藻川	生物B	浮殿橋	-	-	-	-
	桂川	生物B	えびす橋	-	-	-	-
	都甲川	生物B	出合橋	-	-	-	-
国東半島 東部河川	伊美川	生物B	古町	-	-	-	-
	田深川	生物B	丹過橋	-	-	-	-
	武蔵川	生物B	涼月橋	-	-	-	-
別杵速見河川	八坂川	生物B	錦江橋	<0.00006	○	<0.00006	○
			大左右橋	<0.00006		<0.00006	
	朝見川	生物B	南田位橋	<0.00006	○	<0.00006	○
			藤助橋	<0.00006		<0.00006	
大分市内河川	祓川	生物B	御幸橋	<0.00006	○	<0.00006	○
	住吉川	生物B	新川橋	<0.00006	○	<0.00006	○
	丹生川	生物B	王ノ瀬橋	<0.00006	○	<0.00006	○
			丹生橋	<0.00006		<0.00006	
尾田川	生物B	落合橋	<0.00006	○	<0.00006	○	
大分川水系	大分川	生物B	弁天大橋	<0.0002	○	<0.00006	○
			府内大橋	<0.0002		<0.00006	
			天神橋	<0.00006		<0.00006	
	裏川	生物B	裏川橋	<0.00006	○	0.00006	○
	寒田川	生物B	平田橋	<0.00006	○	<0.00006	○
	七瀬川上流	生物A	出合橋	<0.00006	○	<0.00006	○
	七瀬川下流	生物B	光吉	<0.0002	○	<0.00006	○
	尼ヶ瀬川	生物B	樋門	<0.00006	○	0.00012	○
	賀来川	生物B	賀来橋	<0.00006	○	<0.00006	○
	芹川	生物B	猿渡橋	-	-	-	-
阿蘇野川上流	生物A	村内橋	-	-	-	-	
阿蘇野川下流	生物B	西鶴大橋	-	-	-	-	
大野川水系	大野川	生物B	鶴崎大橋	<0.0002	○	<0.00006	○
			白滝橋	<0.0002		<0.00006	
			犬飼	<0.00006		<0.00006	
			猿飛橋	<0.00006		<0.00006	
	判田川	生物B	八地藏橋	<0.00006	○	<0.00006	○
	茜川	生物B	福門大橋	-	-	-	-
	野津川	生物B	吉四六大橋	-	-	-	-
	三重川	生物B	下赤嶺橋	<0.00006	○	<0.00006	○
	奥嶽川上流	生物A	権現橋	-	-	-	-
	奥嶽川下流	生物B	岩戸橋	-	-	-	-
	九折川	生物A	岡橋	-	-	-	-
	緒方川上流	生物A	原尻の滝	-	-	-	-
	緒方川下流	生物B	共栄橋	-	-	-	-
	稲葉川	生物B	萬里橋	-	-	-	-
	玉来川	生物B	常盤橋	-	-	-	-
	乙津川	生物B	海原橋	<0.0002	○	<0.00006	○
原川	生物B	日岡橋	<0.00006	○	<0.00006	○	
白杵市内河川	白杵川	生物B	馬代橋	<0.00006	○	<0.00006	○
			白杵川河口	<0.00006		<0.00006	
	末広川	生物B	一の井出堰	-	-	-	-

水系等の区分	水域名	水域類型	測定地点	平成25年度		平成26年度	
				平均値	判定	平均値	判定
番匠川水系	番匠川上流	生物A	虫月橋	-	-	-	-
	番匠川下流	生物B	番匠大橋	<0.0002	○	<0.00006	○
			番匠川河口	<0.0002		<0.00006	
	中川	生物B	新常盤橋	<0.00006	○	<0.00006	○
	中江川	生物B	長島橋	<0.00006	○	<0.00006	○
	堅田川上流	生物A	船形橋	-	-	-	-
	堅田川下流	生物B	柏江橋	<0.00006	○	-	-
茶屋ヶ鼻橋			<0.0002	<0.00006			
木立川	生物B	木立潮止堰	-	-	-	-	
筑後川水系	筑後川下流	生物B	三隈大橋	<0.00006	○	<0.00006	○
	玖珠川	生物B	市の村橋	<0.00006	○	<0.00006	○
	町田川	生物B	潜石橋	-	-	-	-
	庄手川	生物B	庄手川流末	<0.00006	○	<0.00006	○
	花月川上流	生物A	山神橋	-	-	-	-
	花月川下流	生物B	三郎丸橋	<0.00006	○	<0.00006	○
	大肥川	生物B	茶屋ノ瀬橋	-	-	-	-

- 測定地点は、各水域の環境基準点である。
- 平均値-は測定未実施であることを示す。
- 判定欄の○は環境基準を達成、×は未達成、-は測定未実施であることを示す。(以下同じ)

## (2) 湖沼

(単位：mg/L)

水域名	水域類型	基準点	平成25年度		平成26年度	
			平均値	判定	平均値	判定
松原ダム貯水池(梅林湖)	湖沼生物B	M-1	<0.00006	○	<0.00006	○
北川ダム貯水池	湖沼生物B	ダム前-5	<0.00006	○	<0.00006	○
芹川ダム貯水池	湖沼生物B	本川-9	<0.00006	○	<0.00006	○
		本川-17	<0.00006		<0.00006	
耶馬溪ダム貯水池	湖沼生物B	YL-1	<0.00006	○	<0.00006	○

## (3) 海域

(単位：mg/L)

水域名	水域類型	基準点	平成25年度		平成26年度	
			平均値	判定	平均値	判定
大分県地先水域	海域生物A	BSt-12	-	-	<0.00006	○
		BSt-15	-		<0.00006	
大分県北部沿岸域	海域生物特A	KSt-5	<0.00006	-	<0.00006	○
		BSt-10	<0.00006		<0.00006	
大分県南部沿岸域	海域生物特A	USt-4	<0.00006	-	<0.00006	○
		SSt-4	-		<0.00006	

※海域の類型指定は平成26年度から適用

## 3 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (L A S)

## (1) 河川

(単位: mg / L)

水系等の区分	水域名	水域類型	測定地点	平成26年度	
				平均値	判定
山国川水系	山国川上流	生物A	大曲橋	-	-
	山国川下流	生物B	下唐原	<0.0006	○
	山移川	生物B	Y R - 1	-	-
	津民川上流	生物A	土居橋	-	-
	津民川下流	生物B	津民小橋	-	-
	跡田川	生物B	耶馬橋	-	-
県北河川	犬丸川	生物B	今津大橋	0.0021	○
	伊呂波川	生物B	高津橋	<0.0006	○
	駅館川	生物B	白岩橋	-	-
		生物B	小松橋	<0.0006	○
	寄藻川	生物B	浮殿橋	0.0018	○
	桂川	生物B	えびす橋	-	-
	都甲川	生物B	出合橋	-	-
国東半島 東部河川	伊美川	生物B	古町	-	-
	田深川	生物B	丹過橋	-	-
	武蔵川	生物B	涼月橋	0.0008	○
	安岐川	生物B	港橋	-	-
別杵速見河川	八坂川	生物B	錦江橋	0.0007	-
			大左右橋	-	
	朝見川	生物B	南田位橋	-	-
			藤助橋	-	
大分市内河川	祓川	生物B	御幸橋	0.0042	○
	住吉川	生物B	新川橋	<0.0006	○
	丹生川	生物B	王ノ瀬橋	<0.0006	○
			丹生橋	<0.0006	
	尾田川	生物B	落合橋	0.035	○
大分川水系	大分川	生物B	弁天大橋	-	-
			府内大橋	<0.0006	
			天神橋	<0.0006	
	裏川	生物B	裏川橋	<0.0006	○
	寒田川	生物B	平田橋	<0.0006	○
	七瀬川上流	生物A	出合橋	<0.0006	○
	七瀬川下流	生物B	光吉	-	-
	尼ヶ瀬川	生物B	樋門	0.022	○
	賀来川	生物B	賀来橋	<0.0006	○
	芹川	生物B	猿渡橋	-	-
阿蘇野川上流	生物A	村内橋	-	-	
阿蘇野川下流	生物B	西鶴大橋	-	-	
大野川水系	大野川	生物B	鶴崎大橋	-	-
			白滝橋	<0.0006	
			犬飼	-	
			猿飛橋	-	
	判田川	生物B	八地藏橋	0.002	○
	茜川	生物B	福門大橋	-	-
	野津川	生物B	吉四六大橋	-	-
	三重川	生物B	下赤嶺橋	0.0045	○
	奥嶽川上流	生物A	権現橋	-	-
	奥嶽川下流	生物B	岩戸橋	-	-
	九折川	生物A	岡橋	-	-
	緒方川上流	生物A	原尻の滝	-	-
	緒方川下流	生物B	共栄橋	-	-
	稲葉川	生物B	萬里橋	0.0013	○
	玉来川	生物B	常盤橋	-	-
	乙津川	生物B	海原橋	-	-
	原川	生物B	日岡橋	<0.0006	○
白杵市内河川	白杵川	生物B	馬代橋	-	-
			白杵川河口	<0.0006	
	末広川	生物B	一の井出堰	-	-

水系等の区分	水域名	水域類型	測定地点	平成26年度	
				平均値	判定
番匠川水系	番匠川上流	生物A	虫月橋	-	-
	番匠川下流	生物B	番匠大橋	<0.0006	○
			番匠川河口	<0.0006	
	中川	生物B	新常盤橋	-	-
	中江川	生物B	長島橋	-	-
	堅田川上流	生物A	船形橋	-	-
	堅田川下流	生物B	柏江橋	-	-
茶屋ヶ鼻橋			<0.0006		
木立川	生物B	木立潮止堰	-	-	
筑後川水系	筑後川下流	生物B	三隈大橋	0.0006	○
	玖珠川	生物B	市の村橋	-	-
	町田川	生物B	潜石橋	-	-
	庄手川	生物B	庄手川流末	-	-
	花月川上流	生物A	山神橋	-	-
	花月川下流	生物B	三郎丸橋	<0.0006	○
	大肥川	生物B	茶屋ノ瀬橋	-	-

1 測定地点は、各水域の環境基準点である。

2 平均値-は測定未実施であることを示す。

3 判定欄の○は環境基準を達成、×は未達成、-は測定未実施であることを示す。(以下同じ)

## (2) 湖沼

(単位：mg/L)

水域名	水域類型	基準点	平成26年度	
			平均値	判定
松原ダム貯水池(梅林湖)	湖沼生物B	M-1	<0.0006	○
北川ダム貯水池	湖沼生物B	ダム前-5	<0.0006	○
芹川ダム貯水池	湖沼生物B	本川-9	<0.0006	-
		本川-17	-	
耶馬溪ダム貯水池	湖沼生物B	YL-1	-	-

## (3) 海域

(単位：mg/L)

水域名	水域類型	基準点	平成26年度	
			平均値	判定
大分県地先水域	海域生物A	BSt-12	<0.0006	○
		BSt-15	<0.0006	
大分県北部沿岸域	海域生物特A	KSt-5	<0.0006	○
		BSt-10	0.0007	
大分県南部沿岸域	海域生物特A	USt-4	<0.0006	○
		SSt-4	<0.0006	

※海域の類型指定は平成26年度から適用

表 水質 8 環境基準類型指定状況 (平成27年3月31日現在)

(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (BOD、COD 等)

## ア 河川

水系等の区分	水域名	範囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告示等
山国川水系	山国川(1)	新谷橋より上流	AA	イ	昭和48年3月31日
	山国川(2)	新谷橋より下流	A	イ	環境庁告示第21号
	津民川	全域	AA	イ	昭和62年5月15日
	跡田川	全域	A	イ	県告示第698号
県北河川	伊呂波川	全域	A	イ	平成18年3月31日
	都甲川	全域	A	イ	県告示第359号
	大丸川	全域	A	ロ	昭和49年4月1日 県告示第477号
	駅館川	全域 (津房川を含む)	A	イ	
	寄藻川	全域	A	イ	
桂川	全域	A	イ		
国東半島 東部河川	伊美川	全域	A	イ	平成17年3月31日 県告示第469号
	田深川	全域	A	イ	
	武蔵川	全域	A	イ	
	安岐川	全域	A	イ	
別杵速見河川	八坂川	全域	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
	朝見川上流	観海寺橋より上流	A	イ	
	朝見川下流	観海寺橋より下流	C	ロ	
大分市内河川	住吉川	全域	C	イ	平成19年3月30日 県告示第408号
	祓川	全域	B	ハ	平成11年3月31日 県告示第289号
	丹生川上流	松本橋より上流 (支川を除く)	A	イ	
丹生川下流	松本橋より下流 (支川を除く)	B	ロ		
大分川水系	大分川上流	小野鶴橋より上流 (流入する支川を含む)	A	イ	昭和47年4月1日 県告示第227号
	大分川中流	小野鶴橋から府内大橋まで (流入する支川を含む)	A	ロ	
	大分川下流	府内大橋より下流 (流入する支川を含む)	B	ハ	
大野川水系	大野川上流	筒井大橋より上流 (流入する支川を含む)	A	イ	昭和47年4月1日 県告示第227号
	大野川下流	筒井大橋より下流 (流入する支川を含む)	A	ロ	平成7年6月2日 県告示第592号
	乙津川	原川を除く全域	A	イ	
	原川	全域	C	ロ	
臼杵市内河川	臼杵川	全域	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
	末広川	全域	A	イ	平成16年3月31日 県告示第400号
番匠川水系	番匠川上流	潮止堰より上流	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	番匠川下流	潮止堰より下流	A	イ	平成20年3月31日 県告示第222号
	堅田川上流	柏江橋より上流	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	堅田川下流	柏江橋より下流	A	イ	平成16年3月31日 県告示第400号
	木立川	全域	A	イ	平成16年3月31日 県告示第400号
	中川	全域	B	イ	平成7年6月2日 県告示第592号
	中江川	全域	B	イ	
筑後川水系	筑後川(1)	松原ダムより上流	AA	イ	昭和48年3月31日
	筑後川(2)	松原ダムから豆津橋まで	A	イ	環境庁告示第21号
	大肥川	全域	A	イ	昭和62年5月15日 県告示第698号
	花月川	全域	A	イ	
	庄手川	全域	A	イ	
	玖珠川	全域	A	イ	
	町田川	全域	AA	イ	

備考1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」はただちに達成

「ロ」は5年以内可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

## イ 湖 沼

水域名	範 囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告 示 等
松原ダム貯水池（梅林湖）	全域	A	イ	平成15年3月27日 環境省告示第36号
北 川 ダ ム	全域	A	イ	平成19年3月30日 県告示第409号

## ウ 海 域

水系等の区分	水域名	範 囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告 示 等
周 防 灘	豊前地先海域	別記1参照	A	ハ	昭和49年5月13日 環境庁告示第39号
	響灘及び周防灘	別記2参照	A	イ	
国東半島地先水域		別記3参照	A	イ	昭和50年4月1日 県告示第370号
別 府 湾	住吉泊地水域	別記4参照	C	イ	昭和49年7月1日 県告示第796号
	乙津泊地水域	別記5参照	C	イ	
	鶴崎泊地水域	別記6参照	C	イ	
	大分港水域	別記7参照	B	イ	
	別府港水域	別記8参照	B	イ	
	守江港	別記9参照	B	イ	
	別府湾中央水域	別記10参照	A	3年以内	
	別府湾東部水域	別記11参照	A	イ	
大野川東部水域	別記12参照	B	イ	平成11年3月31日 県告示第289号	
	佐賀関港	別記13参照	B		イ
北海部郡東部地先		別記14参照	A	イ	平成10年3月31日 県告示第300号
臼杵湾		別記15参照	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
津久見湾		別記16参照	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
佐 伯 湾	甲水域	別記17参照	C	ロ	昭和46年5月25日 閣 議 決 定
	乙水域	別記18参照	B	ロ	
	丙水域	別記19参照	B	ロ	
	丁水域	別記20参照	A	イ	
南海部郡地先水域		別記21参照	A	イ	昭和53年4月1日 県告示第336号

## (2) 生活環境の保全に関する環境基準（全窒素及び全燐）

水系等の区分	水域名	範 囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告 示 等
松原ダム貯水池（梅林湖）		全域	湖沼Ⅲ	ニ	平成15年3月27日 環境省告示第36号
北川ダム		全域	湖沼Ⅲ	イ	平成19年3月30日 県告示第409号
周 防 灘		別記22参照	海域Ⅱ	イ	平成15年3月27日 環境省告示第35号
国東半島地先		別記23参照	海域Ⅱ	イ	平成10年3月31日 県告示第301号
別 府 湾	別府湾（イ）	別記24参照	海域Ⅱ	イ	
	別府湾（ロ）	別記25参照	海域Ⅱ	イ	
北海部郡東部地先		別記14参照	海域Ⅱ	イ	
臼杵湾		別記15参照	海域Ⅱ	イ	
津久見湾		別記16参照	海域Ⅱ	イ	
佐伯湾		別記26参照	海域Ⅱ	イ	

備考1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」はただちに達成

「ロ」は5年以内可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」は段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

※松原ダム貯水池の全窒素0.46mg/L（暫定目標 平成20年度）



## (3) 水生生物の保全に係る水質環境基準

## ア 河川

水系等の区分	水域名	範 囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告 示 等
山 国 川 水 系	山国川上流	大曲橋より上流	生物A	イ	平成22年9月24日 環境省告示第46号
	山国川下流	大曲橋より下流	生物B	イ	
	山移川	全域	生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第226号
	津民川上流	土居橋より上流	生物A	イ	
	津民川下流 跡田川	土居橋より下流 全域	生物B 生物B	イ イ	
県 北 河 川	犬丸川	全域	生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第226号
	伊呂波川	全域	生物B	イ	
	駅館川	全域（津房川を含む）	生物B	イ	
	寄藻川	全域	生物B	イ	
	桂川	全域	生物B	イ	
	都甲川	全域	生物B	イ	
国 東 半 島 東 部 河 川	伊美川	全域	生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第226号
	田深川	全域	生物B	イ	
	武蔵川	全域	生物B	イ	
	安岐川	全域	生物B	イ	平成24年1月17日 県告示第47号
別 杵 速 見 河 川	八坂川	全域	生物B	イ	平成24年1月17日 県告示第47号
	朝見川	全域	生物B	イ	
大 分 市 内 河 川	祓川	全域	生物B	イ	平成22年10月12日 県告示第796号
	住吉川	鳥越橋より下流	生物B	イ	
	丹生川	全域	生物B	イ	
	尾田川	堤原橋より下流	生物B	イ	
大 分 川 水 系	大分川	全域	生物B	イ	平成22年10月12日 県告示第796号
	裏川	全域	生物B	イ	
	寒田川	全域	生物B	イ	
	七瀬川上流	出会橋より上流	生物A	イ	
	七瀬川下流	出会橋より下流	生物B	イ	
	尼ヶ瀬川	全域	生物B	イ	
	賀来川	全域	生物B	イ	
	芹川	鑰小野橋より下流（芹川ダム貯水池を除く）	生物B	イ	
	阿蘇野川上流	村内橋より上流	生物A	イ	
阿蘇野川下流	村内橋より下流	生物B	イ		
大 野 川 水 系	大野川	白水ダムより下流	生物B	イ	平成22年10月12日 県告示第796号
	判田川	全域	生物B	イ	
	茜川	全域	生物B	イ	
	野津川	全域	生物B	イ	
	三重川	全域	生物B	イ	
	奥嶽川上流	権現橋より上流	生物A	イ	
	奥嶽川下流	権現橋より下流	生物B	イ	
	九折川	全域	生物A※	イ	
	緒方川上流	原尻の滝より上流	生物A	イ	
	緒方川下流	原尻の滝より下流	生物B	イ	
	稲葉川	稲葉ダムより下流	生物B	イ	
	玉来川	全域	生物B	イ	
	乙津川	全域	生物B	イ	
	原 川	全域	生物B	イ	
白 杵 市 内 河 川	白杵川	全域	生物B	イ	平成24年1月17日 県告示第47号
	末広川	全域	生物B	イ	
番 匠 川 水 系	番匠川上流	虫月橋より上流	生物A	イ	平成24年1月17日 県告示第47号
	番匠川下流	虫月橋より下流	生物B	イ	
	中川	全域	生物B	イ	
	中江川	全域	生物B	イ	
	堅田川上流	船形橋より上流	生物A	イ	
	堅田川下流	船形橋より下流	生物B	イ	
木立川	全域	生物B	イ		

水系等の区分	水域名	範囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告示等
筑後川水系	筑後川下流	北里川合流点より下流（松原ダム貯水池を除く）	生物B	イ	平成22年9月24日 環境省告示第46号
	玖珠川	全域	生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第226号
	町田川	全域	生物B	イ	
	庄手川	全域	生物B	イ	
	花月川上流	山神橋より上流	生物A	イ	
	花月川下流	山神橋より下流	生物B	イ	
大肥川	全域	生物B	イ		

※九折川については、全亜鉛の基準は適用しない。

## イ 湖 沼

水域名	範囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告示等
松原ダム貯水池（梅林湖）	全域	湖沼生物B	イ	平成22年9月24日 環境省告示第46号
北川ダム貯水池	全域	湖沼生物B	イ	平成24年1月17日 県告示第48号
芹川ダム貯水池	全域	湖沼生物B	イ	平成22年10月12日 県告示第797号
耶馬溪ダム貯水池	全域	湖沼生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第227号

備考1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。  
「イ」はただちに達成

## ウ 海 域

水域名	範囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告示等
大分県地先水域	全域（大分県北部沿岸域及び大分県南部沿岸域に係る部分を除く）	海域生物A	イ	平成26年3月28日 県告示第184号
大分県北部沿岸域	別記27参照	海域生物特A	イ	平成26年3月28日 県告示第184号
大分県南部沿岸域	別記28参照	海域生物特A	イ	平成26年3月28日 県告示第184号

備考1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。  
「イ」はただちに達成

## 別記

No	水域名	水域の範囲
1	豊前地先海域	大分県西国東郡香々地町（注1）長崎鼻と北九州市門司区網ノ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
2	響灘及び周防灘	宇部市黒埼と大分県西国東郡香々地町（注1）長崎鼻を結ぶ線、下関市網代埼と北九州市八幡埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって豊前地先海域並びに昭和46年5月25日閣議決定の宇部東港、宇部本港、工業運河、栄川入江、小野田港、宇部・小野田地先海域（甲）、宇部・小野田地先海域（乙）、奥洞海、製鉄戸畑泊地、堺川泊地、洞海湾湾口部及び響灘に係る部分を除いたもの
3	国東半島地先水域	香々地町（注1）長崎鼻から杵築市白石鼻に至る陸岸の地先海域
4	住吉泊地水域	大分港住吉東防波堤燈台から大分港住吉西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
5	乙津泊地水域	大分港乙津東防波堤燈台から大分港乙津西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
6	鶴崎泊地水域	大分港鶴崎東防波堤燈台から大分港鶴崎西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
7	大分港水域	大分市白木三角点、同三角点より24度20分2,100mの地点、大分市千歳三角点より24度40分6,100mの地点、同地点から136度の線と大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結ぶ線の交点、大分市大在大野川右岸北端の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた海域
8	別府港水域	両郡橋（別府市と大分市との境界地点）から島山山頂まで引いた線、別府市と日出町との境界陸岸地点から大崎鼻まで引いた線及び別府市と日出町との境界陸岸地点から両郡橋に至る陸岸により囲まれた海域
9	守江港水域	杵築市権現鼻と同市住吉浜燈台とを結んだ線及び陸岸で囲まれた海域
10	別府湾中央水域	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結んだ線及び陸岸で囲まれた区域から守江港水域、別府港水域、大分港水域、鶴崎泊地水域、乙津泊地水域及び住吉泊地水域を除く海域
11	別府湾東部水域	杵築市白石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線及び大分市大在大野川右岸北端から佐賀関町（注2）関崎に至る海岸に囲まれた海域で、大野川東部水域及び佐賀関港の水域を除く水域
12	大野川東部水域	次の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた水域 (1)大分市大在大野川右岸北端 (2)大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結ぶ線と大分臨海工業地帯1号地北東端から10度1,800mの点と大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から358度22分3,000mの点とを結ぶ線の交点 (3)大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から358度22分3,000mの点 (4)大分市と北海道郡佐賀関町（注2）との境界と海岸との交点から101度52分514mの地点から358度22分4,080mの点 (5)大分市と北海道郡佐賀関町（注2）との境界と海岸との交点から101度52分514mの点
13	佐賀関港	北海道郡佐賀関町（注2）踊鼻と同町若獅子鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた水域
14	北海道郡東部地先	北海道郡佐賀関町（注2）関崎と愛媛県佐田岬を結ぶ線から白杵市下ノ江港灯台に至る陸岸の地先海域
15	白杵湾	白杵市下ノ江港灯台から津久見市楠屋鼻に至る陸岸の地先海域
16	津久見湾	津久見市楠屋鼻から南海部郡上浦町（注3）蒲戸崎に至る陸岸の地先海域
17	佐伯湾（甲）	番匠川河口左岸と大入島トードー鼻を結ぶ線、大入島守後鼻と下り松鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
18	佐伯湾（乙）	野崎鼻と片白島南端を結ぶ線、同島、同島北端と元ヶ鼻を結ぶ線、大入島、同島トードー鼻と番匠川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
19	佐伯湾（丙）	大入島大字高松浦上浦936番地と佐伯市大字二栄漁港防波堤先端を結ぶ線、大入島、同島守後鼻と下り松鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
20	佐伯湾（丁）	御崎に至る陸岸の地先海域であって
21	南海部郡地先水域	鶴御崎（鶴見町（注4）と米水津村（注5）との境界陸岸地点）から大分県と宮崎県の境界陸岸地点に至る陸岸の地先海域
22	響灘及び周防灘（二）	北九州市網ノ鼻とB点（網ノ鼻から南東方22,100mの地点（北緯33度48分7秒、東経131度11分54秒））を結ぶ線、同地点とC点（B地点から東方20,600mの地点（北緯33度48分7秒、東経131度25分7秒））を結ぶ線、同地点と大分県西国東郡香々地町（注1）長崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

No	水域名	水域の範囲
23	国東半島地先	西国東郡香々地町（注1）長崎鼻から杵築市白石鼻に至る陸岸の地先海域
24	別府湾（イ）	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域であって、鶴崎泊地、乙津泊地、住吉泊地を除いたもの
25	別府湾（ロ）	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻を結ぶ線、杵築市白石鼻と北海部郡佐賀関町（注2）関崎を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域
26	佐伯湾	南海部郡上浦町（注3）蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域
27	大分県北部沿岸域	宇部市黒崎と豊後高田市香々地長崎鼻を結ぶ線、別府市と日出町との境界陸岸地点から大崎鼻まで引いた線（別府市と日出町の境界陸岸地点から水深三十メートルの地点までの部分に限る。）、水深三十メートルの等深線及び陸岸に囲まれた海域
28	大分県南部沿岸域	杵築市白石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線（大野川右岸北端から水深三十メートルの地点までの部分に限る。）、大分県と宮崎県の境界陸岸地点、水深三十メートルの等深線及び陸岸に囲まれた海域（入津湾を除く。）

注1 「西国東郡香々地町」または「香々地町」とは現「豊後高田市香々地」をいう。

注2 「北海部郡佐賀関町」または「佐賀関町」とは現「大分市佐賀関」をいう。

注3 「南海部郡上浦町」とは現「佐伯市上浦」をいう。

注4 「鶴見町」とは現「佐伯市鶴見」をいう。

注5 「米水津村」とは現「佐伯市米水津」をいう。

別図



表 水質9 水生生物調査に係る指標生物

水質階級	指標生物	
I きれいな水	アミカ	
	ナミウズムシ	
	カワゲラ	
	サワガニ	
	ナガレトビケラ	
	ヒラタカゲロウ	
	ブユ	
	ヘビトンボ	
	ヤマトビケラ	
	ヨコエビ	
	II ややきれいな水	イシマキガイ
		オオシマトビケラ
カワニナ		
ゲンジボタル		
コオニヤンマ		
コガタシマトビケラ		
ヒラタドロムシ		
ヤマトシジミ		

水質階級	指標生物
III きたない水	イソコツブムシ
	タニシ
	ニホンドロソコエビ
	シマイシビル
	ミズカマキリ
IV とてもきたない水	アメリカザリガニ
	エラミミズ
	サカマキガイ
	ユスリカ
	チョウバエ

図 水質10 瀬戸内区域及び入津



表 水質11 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数及び有害物質貯蔵指定施設数

(平成27年3月31日現在)

水濁法施行令別 表第1の号番号	業種名	日平均排水量 50m <sup>3</sup> 以上の特定事業場					日平均排水量 50m <sup>3</sup> 未満の特定事業場				計			
		指定地域内事業場				瀬戸内法適用 の地域	小計	大分市内		その他の地域		小計	特定事業場数	瀬戸内法許可対象事業場数
		大分市内		その他の地域				瀬戸内法	水濁法	瀬戸内法	水濁法			
		瀬戸内法	水濁法	瀬戸内法	水濁法									
1の2	畜産農業又はサービス業			2		2		22		394	416	418	2	
2	畜産食料品製造業	1		4	1	6		8		42	50	56	5	
3	水産食料品製造業			5		5		14	1	125	140	145	6	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業			5	5	10		27		263	290	300	5	
5	みそ、しょう油等製造業			6		6		4		73	77	83	6	
8	パン・菓子の製造業又は製あん業			2		2		3		12	15	17	2	
9	米菓製造業又はこうじ製造業							1			1	1		
10	飲料製造業			7	5	12		9		89	98	110	7	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業							3		14	17	17		
12	動植物油脂製造業									4	4	4		
16	めん類製造業							11		26	37	37		
17	豆腐又は煮豆の製造業							59		210	269	269		
18の2	冷凍調理食品製造業									6	6	6		
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業				1	1		2		4	6	7		
21	化学繊維製造業			1		1						1	1	
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業				2	2				17	17	19		
21の3	合板製造業									1	1	1		
22	木材薬品処理業							1		6	7	7		
23	パルプ・紙又は紙加工品の製造業	3				3				1	1	4	3	
23の2	新聞業・出版業・印刷業又は製版業							12		1	13	13		
24	化学肥料製造業							1		1	2	2		
27	25号及び26号の事業以外の無機化学工業製品製造業			3		3		1		1	2	5	3	
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業							1			1	1		
30	発酵工業			1		1						1	1	
33	合成樹脂製造業			1		1		3	1		4	5	2	
34	合成ゴム製造業							1			1	1		
37	31号から36号までの事業以外の石油化学工業	3				3		2			2	5	3	
46	28号から45号までの事業以外の有機化学工業製品製造業	1				1		2		2	4	5	1	
47	医薬品製造業	1				1				1	1	2	1	
48	火薬製造業	1				1						1	1	
49	農薬製造業									1	1	1		
51	石油精製業	1				1						1	1	
51の2	自動車タイヤ若しくは自動車用チューブ等製造業	1				1						1	1	
52	皮革製造業							1			1	1		
53	ガラス又はガラス製品の製造業							2		1	3	3		
54	セメント製品製造業							27		47	74	74		
55	生コンクリート製造業			1		1		26		126	152	153	1	
58	窯業原料の精製業			2		2						2	2	
59	砕石業			1	1	2		4		13	17	19	1	
60	砂利採取業							10		6	16	16		
61	鉄鋼業	1				1		1			1	2	1	
62	非鉄金属製造業	1				1				1	1	2	1	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業			2		2		2		7	9	11	2	



表第1の号番号 水濁法施行令別	業種名	日平均排水量 50m <sup>3</sup> 以上の特定事業場					日平均排水量 50m <sup>3</sup> 未満の特定事業場					計		
		指定地域内事業場				区 瀬戸 内法 適用 地域	小 計	大分市内		その他の地域		小 計	特定 事業場 数	瀬戸 内法許 可対象 事業場 数
		大分市内		その他の地域				瀬戸 内法	水 濁法	瀬戸 内法	水 濁法			
		瀬戸 内法	水 濁法	瀬戸 内法	水 濁法									
63の2	空きびん卸売業							1		1	2	2		
64	ガス供給業又はコークス製造業									1	1	1		
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道							5		6	11	11		
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	2		2		1	5	14		23	37	42	4	
66	電気めつき施設			1		1	2	4		3	7	9	1	
66の3	旅館業	4		61		36	101	1	217	1418	1636	1737	66	
66の4	共同調理場			2		1	3		2	12	14	17	2	
66の5	弁当仕出し屋又は弁当製造業							1	12		2	15	1	
66の6	飲食店	4		4		7	15		18		13	31	46	8
67	洗たく業			3			3		97		176	273	276	3
68	写真現像業								29		73	102	102	
68の2	病院	6		2			8		4		2	6	14	8
69	と畜業又はへい獣取扱業			1		1	2		1		1	2	4	1
69の3	地方卸売市場								1			1	1	
70の2	自動車分解整備事業								10		3	13	13	
71	自動式車両洗浄施設	1					1		284		375	659	660	1
71の2	試験研究機関	2		5		1	8	1	27	2	36	66	74	10
71の3	一般廃棄物処理施設								3		12	15	15	
71の4	産業廃棄物処理施設	1					1				1	1	2	1
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設			1			1		5		3	8	9	1
71の6	トリクロロエチレン等の蒸留施設										1	1	1	
72	し尿処理施設	15	5	31	60	16	127	4	7	1	31	43	170	51
73	下水道終末処理施設		5		23	3	31				4	4	35	
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1		1			2		5		2	7	9	2
	指定地域特定施設		46		66		112		194		172	366	478	
	計	50	56	157	149	82	494	7	1,200	5	3,866	5,078	5,572	219
	業種名	大分市内の有害物質貯蔵指定施設					その他の地域の有害物質貯蔵指定施設					計		
	有害物質貯蔵指定施設						2					4		6

注) 2以上の業種を兼業する特定事業場においては、代表業種に属するものとみなし、1つとして数えている。

表 水質12 排水基準の概要

種類	項目	適用事業場	適用区域	適用年月	最近の改正状況	
濃度規制	一律排水基準	有害物質 Cd、Cr6+等28項目	全特定事業場	全域	46年 6月24日	平成24年5月23日(平成24年5月25日施行) 1,4-ジオキサン追加
		その他の項目 COD、BOD等15項目	日平均排水量50m <sup>3</sup> 以上の特定事業場	同上	同上	平成5年8月27日(平成5年10月1日施行) 海域の窒素、磷追加
	上乗せ排水基準	COD、SS、油分	同上	瀬戸内・ 入津区域	49年 8月1日	平成14年12月24日(平成15年4月1日施行) 適用区域に入津追加
総量規制	総量規制基準	COD、T-N、T-P	同上	瀬戸内区域	55年 7月1日	平成24年2月28日(平成24年5月1日施行) 化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量 (T-N)及びりん含有量(T-P)に係る第7次 総量規制基準

表 水質13 地下水調査井戸数

## (1) 市町村別

(単位：本)

市町村名	概 況 調 査			汚染井戸周辺 地区調査	継続監視調査	合 計
	定点方式	ローリング方式	計			
大 分 市	0	10	10	0	21	31
別 府 市	0	0	0	0	1	1
中 津 市	1	2	3	0	3	6
日 田 市	2	2	4	0	2	6
佐 伯 市	3	3	6	0	1	7
白 杵 市	0	0	0	1	1	2
津 久 見 市	0	1	1	0	1	2
竹 田 市	4	0	4	0	0	4
豊後高田市	2	3	5	1	1	7
杵 築 市	3	0	3	0	0	3
宇 佐 市	2	1	3	1	5	9
豊後大野市	0	1	1	1	4	6
由 布 市	0	1	1	1	1	3
国 東 市	0	0	0	0	4	4
姫 島 村	0	0	0	0	0	0
日 出 町	0	0	0	0	0	0
九 重 町	0	0	0	0	0	0
玖 珠 町	1	0	1	0	0	1
合 計	18	24	42	5	45	92

## (2) 測定機関別

(単位：本)

市町村名	概 況 調 査			汚染井戸周辺 地区調査	継続監視調査	合 計
	定点方式	ローリング方式	計			
大 分 県	15	14	29	5	24	58
国土交通省	3	0	3	0	0	3
大 分 市	0	10	10	0	21	31
合 計	18	24	42	5	45	92

表 水質14 地下水質調査結果

(1) 環境基準項目 (調査区分別)

(単位:本)

環境基準項目 (調査区分別)	環境基準値 (mg/L)	概況調査						汚染井戸周辺 地区調査			継続監視調査			合 計		
		定点方式			ローリング方式			調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数
		調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数									
カドミウム	0.003以下	3	0	0	24	0	0							27	0	0
全シアン	検出されないこと	3	0	0	24	0	0							27	0	0
鉛	0.01以下	4	0	0	24	0	0							28	0	0
六価クロム	0.05以下	3	0	0	24	0	0							27	0	0
砒素	0.01以下	4	1	0	24	7	0	2	2	0	4	4	4	34	14	4
総水銀	0.0005以下	3	0	0	24	0	0				2	2	1	29	2	1
アルキル水銀	検出されないこと										2	0	0	2	0	0
P C B	検出されないこと	2	0	0	24	0	0							26	0	0
ジクロロメタン	0.02以下	7	0	0	24	0	0	1	0	0	7	0	0	39	0	0
四塩化炭素	0.002以下	7	0	0	24	0	0	1	0	0	7	0	0	39	0	0
塩化ビニルモノマー	0.002以下	1	0	0	10	0	0							11	0	0
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	7	0	0	24	0	0	1	0	0	7	0	0	39	0	0
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	7	0	0	24	0	0	1	0	0	15	0	0	47	0	0
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	7	1	0	24	0	0	1	0	0	15	9	1	47	10	1
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	7	0	0	24	0	0	1	0	0	7	0	0	39	0	0
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	7	0	0	24	0	0	1	0	0	7	0	0	39	0	0
トリクロロエチレン	0.01以下	7	1	0	24	0	0	1	0	0	15	9	3	47	10	3
テトラクロロエチレン	0.01以下	7	3	0	24	0	0	1	0	0	9	8	3	41	11	3
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	8	0	0	24	0	0	1	0	0	7	0	0	40	0	0
チウラム	0.006以下	4	0	0	24	0	0							28	0	0
シマジン	0.003以下	4	0	0	24	0	0							28	0	0
チオベンカルブ	0.02以下	4	0	0	24	0	0							28	0	0
ベンゼン	0.01以下	8	0	0	24	0	0	1	0	0	7	0	0	40	0	0
セレン	0.01以下	4	0	0	24	0	0							28	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	18	16	0	24	21	1	5	5	0	34	33	11	81	75	12
ふっ素	0.8以下	10	8	0	24	20	0	2	2	0	14	12	1	50	42	1
ほう素	1以下	3	0	0	24	3	1							27	3	1
1,4-ジオキサン	0.05以下	3	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0
総 計		18	18	0	24	24	2	5	5	0	45	45	23	92	92	25

備考1 1,2-ジクロロエチレンは、シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの和

2 検出井戸とは、各物質ごとに、定量下限値以上の検出のあった井戸本数をいい、超過井戸本数を含む。

3 超過井戸とは、年間平均値が環境基準を超過したものをいう。

## (2) 環境基準項目（用途別）

（単位：本）

		基準値 (単位：mg/L)	一般飲用井戸			その他の井戸			合計			
			調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	
健 康 項 目	1	カドミウム	0.003以下	7	0	0	20	0	0	27	0	0
	2	全シアン	検出されないこと	7	0	0	20	0	0	27	0	0
	3	鉛	0.01以下	7	0	0	21	0	0	28	0	0
	4	六価クロム	0.05以下	7	0	0	20	0	0	27	0	0
	5	砒素	0.01以下	7	1	0	27	13	4	34	14	4
	6	総水銀	0.0005以下	7	0	0	22	2	1	29	2	1
	7	アルキル水銀	検出されないこと	0	0	0	2	0	0	2	0	0
	8	PCB	検出されないこと	7	0	0	19	0	0	26	0	0
	9	ジクロロメタン	0.02以下	9	0	0	30	0	0	39	0	0
	10	四塩化炭素	0.002以下	9	0	0	30	0	0	39	0	0
	11	塩化ビニルモノマー	0.002以下	1	0	0	10	0	0	11	0	0
	12	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	9	0	0	30	0	0	39	0	0
	13	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	9	0	0	38	0	0	47	0	0
	14	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	9	0	0	38	10	1	47	10	1
	15	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	9	0	0	30	0	0	39	0	0
	16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	9	0	0	30	0	0	39	0	0
	17	トリクロロエチレン	0.01以下	9	0	0	38	10	3	47	10	3
	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	9	2	0	32	9	3	41	11	3
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	9	0	0	31	0	0	40	0	0
	20	チウラム	0.006以下	7	0	0	21	0	0	28	0	0
	21	シマジン	0.003以下	7	0	0	21	0	0	28	0	0
	22	チオベンカルブ	0.02以下	7	0	0	21	0	0	28	0	0
	23	ベンゼン	0.01以下	9	0	0	31	0	0	40	0	0
	24	セレン	0.01以下	7	0	0	21	0	0	28	0	0
	25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	21	20	5	60	55	7	81	75	12
	26	ふっ素	0.8以下	13	11	1	37	31	0	50	42	1
	27	ほう素	1以下	7	1	0	20	2	1	27	3	1
	28	1,4-ジオキサン	0.05以下	7	0	0	20	0	0	27	0	0
総計			21	21	6	71	71	19	92	92	25	

(3) 要監視項目

(単位：本)

	指針値 (単位：mg/L)	飲用に供しているもの			その他の井戸			合計			
		調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	
1	クロロホルム	0.06以下	9	0	0	30	0	0	39	0	0
2	1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	9	0	0	29	0	0	38	0	0
3	p-ジクロロベンゼン	0.2以下	9	0	0	29	0	0	38	0	0
4	イソキサチオン	0.008以下	7	0	0	19	0	0	26	0	0
5	ダイアジノン	0.005以下	7	0	0	19	0	0	26	0	0
6	フェニトロチオン (MEP)	0.003以下	7	0	0	19	0	0	26	0	0
7	イソプロチオラン	0.04以下	7	0	0	19	0	0	26	0	0
8	オキシ銅 (有機銅)	0.04以下	7	0	0	19	0	0	26	0	0
9	クロロタロニル (TPN)	0.05以下	7	0	0	19	0	0	26	0	0
10	プロピザミド	0.008以下	7	0	0	19	0	0	26	0	0
11	EPN	0.006以下	7	0	0	19	0	0	26	0	0
12	ジクロロボス (DDVP)	0.008以下	7	0	0	19	0	0	26	0	0
13	フェノブカルブ (BPMC)	0.03以下	7	0	0	19	0	0	26	0	0
14	イプロベンホス (IBP)	0.008以下	7	0	0	19	0	0	26	0	0
15	クロルニトロフェン (CNP)	-	7	0	0	19	0	0	26	0	0
16	トルエン	0.6以下	9	0	0	29	0	0	38	0	0
17	キシレン	0.4以下	9	0	0	29	0	0	38	0	0
18	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	7	0	0	19	0	0	26	0	0
19	ニッケル	-	7	0	0	20	0	0	27	0	0
20	モリブデン	0.07以下	7	0	0	20	0	0	27	0	0
21	アンチモン	0.02以下	7	0	0	20	0	0	27	0	0
22	エピクロロヒドリン	0.0004以下	1	0	0	9	0	0	10	0	0
23	全マンガン	0.2以下	7	0	0	20	6	3	27	6	3
24	ウラン	0.002以下	7	0	0	19	0	0	26	0	0
総 計			9	0	0	31	6	3	40	6	3

表 水質15 総量削減計画の概要 (COD、窒素含有量及びりん含有量)

(単位：トン/日)

COD	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次	
	54年度	59年度	59年度	64年度	元年度	6年度	6年度	11年度	11年度	16年度	16年度	21年度	21年度	26年度
	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量
生活排水	21	(22)	21	19	19	17	19	17	18	16	16	15	14	13
産業排水	29	(56)	31	30	29	27	25	25	22	22	17	17	13	13
その他	8	(7)	8	8	7	7	7	7	6	6	5	5	6	6
総量	58	(85)	60	57	55	51	51	49	46	44	38	37	33	32

注：( ) 内は、計画ベースの値である。

(単位：トン/日)

窒素含有量	第5次		第6次		第7次	
	11年度	16年度	16年度	21年度	21年度	26年度
	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量
生活排水	11	10	11	10	10	10
産業排水	8	8	6	6	6	6
その他	22	21	16	16	18	17
総量	41	39	33	32	34	33

(単位：トン/日)

りん含有量	第5次		第6次		第7次	
	11年度	16年度	16年度	21年度	21年度	26年度
	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量
生活排水	0.8	0.7	0.7	0.6	0.7	0.6
産業排水	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5
その他	1.0	1.0	1.0	1.0	1.4	1.3
総量	2.6	2.5	2.3	2.2	2.6	2.4

表 水質16 瀬戸内海的环境保全に関する大分県計画の施策

施 策		内 容
水質汚濁の防止	1 水質総量規制制度等の実施	(1)「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」の積極的実施 (2)上記施策の進捗状況及び流入負荷量の実態の把握 (3)「大分県全県域汚水適正処理構想」に基づく下水道等生活排水処理施設の効果的、計画的な整備 (4)養殖漁場における投餌量等の適正化、化学肥料の使用の低減、家畜排せつ物の適正処理等による富栄養化の防止 (5)赤潮情報伝達事業による監視通報体制の強化 (6)赤潮調査事業等による赤潮対策の調査研究
	2 有害化学物質等の規制及び把握等	(1)健康項目に係る水質環境基準の達成の維持 (2)ダイオキシン類対策特別措置法に基づく発生源の監視指導、環境基準の達成状況等汚染実態の把握 (3)P R T R法等に基づく化学物質の排出量等の把握、管理の促進
	3 油等の汚染の防止	(1)船舶及び陸上からの油等の排出防止のための関係法令等による規制の徹底と監視取締り強化 (2)事故による海洋汚染の未然防止のための関係法令等による規制の徹底と監視指導の強化及び防災活動等の適切な運営 (3)排出油の流出拡大を防ぐための関係法令等による規制指導、海上災害防止センターの活用等の実施
自然景観の保全	1 自然公園等の保全	(1)関係法令等による規制の徹底と監視指導の強化及び公園事業、保全事業の積極的推進 (2)国立公園、国定公園、県立自然公園区域の見直し及び自然環境保全地域等の見直し
	2 緑地等の保全	(1)良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける林地の確保のための関係法令等の規制の適正な運用 (2)沿岸都市地域における緑地の確保のための都市公園設備事業、港湾環境設備事業の積極的促進、風致地区、緑地保全地区の指定及び緑のマスタープランの策定 (3)健全な森林の保護育成のための保安林整備管理事業、森林保全管理事業、緑化推進事業の積極的推進、松くい虫防除対策、治山事業の推進 (4)緑化修景のための緑化基準に即した公園緑地等の確保、緑化協定の締結等の指導
	3 史跡、名勝、天然記念物等の保全	関係法令により文化財保存の規制の徹底及び防災施設の設置、保存修理、環境整備等の積極的促進
	4 散乱ごみ、油等の除去	清掃船の積極的活用、海洋性廃棄物処理施設整備、沿岸漁業保全事業の推進及び関係法令による規制の徹底と監視取締りの強化
浅海域の保全等	1 藻場及び干潟の保全等	関係法令による藻場、干潟の保全のための規制措置の適切な運用、沿岸漁場整備開発事業による人工藻場造成
	2 自然海浜の保全等	(1)関係法令による自然海浜保全のための適切な運用 (2)海岸環境整備事業（養浜等）による養浜事業の積極的推進
海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮		漁場環境保全及び水質汚濁防止の観点から原則禁止
埋立に当たっての環境保全に対する配慮		埋立の免許承認に当たっての瀬戸内海環境保全特別措置法の運用に関する基本方針の配慮
廃棄物処理施設の整備及び処分地の確保		廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進、ごみ処理施設等の計画的な整備、事業者等に対する監視指導の強化、廃棄物の減量化、適正処理の推進
健全な水循環機能の維持・回復		流域を単位とした漁業者、林業者等関係者間の連携強化、浅海域の保全の推進
失われた良好な環境の回復		消失した自然海浜等の良好な環境を回復させる施策等の検討
下水道等の整備の促進		公共下水道事業の促進、廃棄物処理施設整備事業（し尿処理施設）の推進及び高度処理施設の積極的導入、浄化槽の設置及び維持管理の適正化の徹底、合併処理浄化槽の普及促進、農業・漁業集落排水処理施設の整備促進
海底及び河床の汚泥の除去等		除去基準を上回る底質の除去等の促進、底質浄化事業に関する調査等の推進
水質等の監視測定		公共用水域の常時監視の拡充強化、発生源に対する水質自動測定器の整備の促進、測定体制の充実
環境保全に関する調査研究及び技術の開発等		富栄養化の防止に資するための技術開発試験、赤潮発生時の海洋構造解明のための赤潮調査事業の推進、水質測定器及び測定技術の研究
環境保全思想の普及及び住民参加の推進		瀬戸内海の保全についての正しい認識を高めるための広報活動の実施、ごみの不法投棄防止、浄化槽の維持管理適正化などの実践活動の普及、住民意見の反映方策の検討



表 水質17 水質環境基準等（公共用水域）

## (1) 人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/L)

項 目	基 準 値
1 カドミウム	0.003以下
2 全シアン	検出されないこと
3 鉛	0.01以下
4 六価クロム	0.05以下
5 砒素	0.01以下
6 総水銀	0.0005以下
7 アルキル水銀	検出されないこと
8 P C B	検出されないこと
9 ジクロロメタン	0.02以下
10 四塩化炭素	0.002以下
11 1,2-ジクロロエタン	0.004以下
12 1,1-ジクロロエチレン	0.1以下
13 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下
14 1,1,1-トリクロロエタン	1以下
15 1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下
16 トリクロロエチレン	0.01以下
17 テトラクロロエチレン	0.01以下
18 1,3-ジクロロプロパン	0.002以下
19 チウラム	0.006以下
20 シマジン	0.003以下
21 チオベンカルブ	0.02以下
22 ベンゼン	0.01以下
23 セレン	0.01以下
24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
25 ふっ素	0.8以下
26 ほう素	1以下
27 1,4-ジオキサソ	0.05以下

- 備考 1 基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については最高値である。
- 2 「検出されないこと」は、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする

## (2) 要監視項目及び指針値

(単位：mg/L)

項 目	指 針 値
1 クロロホルム	0.06以下
2 トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下
3 1,2-ジクロロプロパン	0.06以下
4 p-ジクロロベンゼン	0.2以下
5 イソキサチオン	0.008以下
6 ダイアジノン	0.005以下
7 フェニトロチオン (MEP)	0.003以下
8 イソプロチオラン	0.04以下
9 オキシ銅 (有機銅)	0.04以下
10 クロロタロニル (TPN)	0.05以下
11 プロピザミド	0.008以下
12 E P N	0.006以下
13 ジクロルボス (DDVP)	0.008以下
14 フェノブカルブ (BPMC)	0.03以下
15 イプロベンホス (IBP)	0.008以下
16 クロロニトロフェン (CNP)	—
17 トルエン	0.6以下
18 キシレン	0.4以下
19 フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下
20 ニッケル	—
21 モリブデン	0.07以下
22 アンチモン	0.02以下
23 塩化ビニルモノマー	0.002以下
24 エピクロロヒドリン	0.0004以下
25 全マンガン	0.2以下
26 ウラン	0.002以下

## (3) 生活環境の保全に関する環境基準、水生生物の保全に係る水質環境基準・要監視項目

## 1 河川（湖沼を除く。）

## ア 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下	第1の2の(2) により水域 類型ごとに 指定する水 域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-	
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が みとめられない こと。	2mg/L 以上	-	
測定方法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格21に定める 方法	付表9に掲げる 方法	規格32に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	最確数による定 量法	
備考							
<p>1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L 以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう。(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階（試料量が0.1ml 以下の場合は1ml に希釈して用いる。）を5本ずつBGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 水生生物の保全に係る水質環境基準・要監視項目

項目 類型	水生生物の生息 状況の適応性	環境基準基準値			要監視項目指針値						該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩(LAS)	クロロ ホルム	フェノール	ホルムア ルデヒド	4-オクチル フェノール	アニリン	2,4-ジクロ ロフェノール	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.7 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定す る水域
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	3 mg/L 以下	0.08 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
生物特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	3 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。又、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。)	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	日本工業規格K0125(排水中の揮発性有機化合物試験方法)5.1、5.2及び5.3.11に定める方法	付表11に掲げる方法	付表2に掲げる方法	付表11に掲げる方法	付表2に掲げる方法	付表3に掲げる方法	
備考 1 基準値は年間平均値とする。											

## 2 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

### ア 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下	第1の2の(2)に より水域類型 ごとに指定す る水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びC の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L 以上	-	
測定方法		規格12.1に定める 方法又はガラス 電極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと同 程度の計測結果 の得られる方法	規格17に定める方 法	付表9に掲げる 方法	規格32に定める方 法又は隔膜電極を 用いる水質自動監 視測定装置により これと同程度の計 測結果の得られる 方法	最 確 数 による定 量法	X
備 考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 “ 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水 産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 “ 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
 “ 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用  
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 “ 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

### イ 生活環境の保全に関する環境基準（窒素、リン）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	第1の2の(2)に より水域類型 ごとに指定す る水域
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	
測定方法		規 格45.2、45.3又 は45.4 に定める方法	規格46.3に定める方法	X
備 考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 “ 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 “ 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）  
 3 水 産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 “ 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 “ 3 種：コイ、フナ等の水産生物用  
 4 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ 水生生物の保全に係る水質環境基準・要監視項目

項目 類型	水生生物の生息 状況の適応性	環境基準基準値			要監視項目指針値						該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩(LAS)	クロロ ホルム	フェノール	ホルムア ルデヒド	4-オクチル フェノール	アニリン	2,4-ジクロ ロフェノール	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.7 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	第1の2 の(2)に より水域 類型ご とに指 定する 水域
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	3 mg/L 以下	0.08 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
生物特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	3 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。又、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。)	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	日本工業規格K0125(排水中の揮発性有機化合物試験方法)5.1、5.2及び5.3.1に定める方法	付表11に掲げる方法	付表2に掲げる方法	付表11に掲げる方法	付表2に掲げる方法	付表3に掲げる方法	
備考 1 基準値は年間平均値とする。											

## 3 海域

## ア 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽 出物質(油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100ml以下	検出されない こと	第1の2の(2)に より水域類型 ごとに指定す る水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以上	-	検出されない こと	
C	環境保全	6.5以上 8.5以下	8mg/L以下	2mg/L以上	-	-	
測定方法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格17に定める 方法(ただし、 B類型の工業用 水及び水産2級 のうちノリ養殖 の利水点におけ る測定方法はアル カリ性法)	規格32に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと同 程度の計測結果 の得られる方法	最確数による 定量法	付表12に掲げる 方法	
備 考							
<p>1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは、次のものをいう。</p> <p>試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後、よう化カリウム溶液(10w/v%)1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。</p> $COD(O\ 2mg/l) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \ Na\ 2\ S\ 2\ O\ 3 \times 1000/50$ <p>(a)：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(ml)  (b)：蒸留水について行った空試験値(ml)  f Na<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub>：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価</p>							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
    〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## イ 生活環境の保全に関する環境基準(窒素、リン)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/以下	0.02mg/以下	第1の2の(2)に より水域類型 ごとに指定す る水域
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/以下	0.03mg/以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/以下	0.05mg/以下	
Ⅳ	水産3種、工業用水 生物生息環境保全	1mg/以下	0.09mg/以下	
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備 考				
<p>1 基準値は、年間平均値とする。</p> <p>2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。</p>				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
    〃 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
    〃 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度



ウ 水生生物の保全に係る水質環境基準・要監視項目

項目 類型	水生生物の生息 状況の適応性	環境基準基準値			要監視項目指針値						該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩(LAS)	クロロ ホルム	フェノール	ホルムア ルデヒド	4-オクチル フェノール	アニリン	2,4-ジクロロ フェノール	
生物 A	水生生物の生息する 水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下	2 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	0.0009 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	第1の2 の(2)に より水域 類型ご とに指 定する 水域
生物特 A	生物Aの水域のうち、 水生生物の生息する 産卵場(繁殖場)又は 幼稚仔の生育場とし て特に保全が必要 な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.8 mg/ L以下	0.2 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.0004 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.01 mg/ L以下	
測定方法		規格53に定 める方法(準 備操作は規 格53に定め る方法によ るほか、付 表10に掲げ る方法によ ることができる。 又、規格53 で使用する 水については 付表10の1(1) による。)	付表11に掲 げる方法	付表12に掲 げる方法	日本工業規格 K0125(用水・ 排水中の揮 発性有機化 合物試験方 法)5.1.5.2及 び5.3.1に 定める方法	付表11に掲 げる方法	付表2に掲 げる方法	付表11に掲 げる方法	付表2に掲 げる方法	付表3に掲 げる方法	
備 考											
1 基準値は年間平均値とする。											

表 水質18 地下水の環境基準等と地下浸透の防止に係る基準

## (1) 人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/L)

項 目	基 準 値
1 カドミウム	0.003以下
2 全シアン	検出されないこと
3 鉛	0.01以下
4 六価クロム	0.05以下
5 砒素	0.01以下
6 総水銀	0.0005以下
7 アルキル水銀	検出されないこと
8 PCB	検出されないこと
9 ジクロロメタン	0.02以下
10 四塩化炭素	0.002以下
11 塩化ビニルモノマー	0.002以下
12 1,2-ジクロロエタン	0.004以下
13 1,1-ジクロロエチレン	0.1以下
14 1,2-ジクロロエチレン	0.04以下
15 1,1,1-トリクロロエタン	1以下
16 1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下
17 トリクロロエチレン	0.01以下
18 テトラクロロエチレン	0.01以下
19 1,3-ジクロロプロペン	0.002以下
20 チウラム	0.006以下
21 シマジン	0.003以下
22 チオベンカルブ	0.02以下
23 ベンゼン	0.01以下
24 セレン	0.01以下
25 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
26 ふっ素	0.8以下
27 ほう素	1以下
28 1,4-ジオキサン	0.05以下

## (2) 要監視項目及び指針値

(単位：mg/L)

項 目	指 針 値
1 クロロホルム	0.06以下
2 1,2-ジクロロプロパン	0.06以下
3 p-ジクロロベンゼン	0.2以下
4 イソキサチオン	0.008以下
5 ダイアジノン	0.005以下
6 フェニトロチオン (MEP)	0.003以下
7 イソプロチオラン	0.04以下
8 オキシ銅 (有機銅)	0.04以下
9 クロロタロニル (TPN)	0.05以下
10 プロピザミド	0.008以下
11 EPN	0.006以下
12 ジクロロボス (DDVP)	0.008以下
13 フェノブカルブ (BPMC)	0.03以下
14 イプロベンホス (IBP)	0.008以下
15 クロロニトロフェン (CNP)	—
16 トルエン	0.6以下
17 キシレン	0.4以下
18 フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下
19 ニッケル	—
20 モリブデン	0.07以下
21 アンチモン	0.02以下
22 エピクロロヒドリン	0.0004以下
23 全マンガン	0.2以下
24 ウラン	0.002以下

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

## (3) 地下浸透の防止に係る基準

水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法

(平成元年8月21日環境庁告示第39号)

地下浸透基準は、以下の表の有害物質の種類ごとに、中欄に掲げる検定方法により検査をした場合において、当該有害物質が検出されないことであり、同表の右欄に掲げる値以上の有害物質が検出されない場合をいう。

有害物質の種類		検定方法	備考 (最終：平成24年5月23日環境省告示87号)	
1	カドミウム及びその化合物	日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。)55に定める方法 (ただし、規格55.1に定める方法にあつては規格55の備考1に定める操作を行うものとする。)	カドミウムとして0.001mg/L	
2	シアン化合物	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法	シアンとして0.1mg/L	
3	鉛及びその化合物	規格54に定める方法 (ただし、規格54.1に定める方法にあつては規格54の備考1に定める操作を、規格54.3に定める方法にあつては規格54の備考3に定める操作を行うものとする。)	鉛として0.005mg/L	
4	六価クロム化合物	規格65.2.1に定める方法 (着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、規格65の備考15のb) (第1段を除く。) 及び規格65.1に定める方法	六価クロムとして0.04mg/L	
5	砒素及びその化合物	規格61に定める方法	砒素として0.005mg/L	
6	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	昭和46年12月環境庁告示第59号 (水質汚濁に係る環境基準について) (以下「環境基準告示」という。) 付表1に掲げる方法	水銀として0.0005mg/L	
7	アルキル水銀化合物	環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法	アルキル水銀として0.0005mg/L	
8	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	環境基準告示付表3に掲げる方法	0.0005mg/L	
9	ジクロロメタン	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002mg/L	
10	四塩化炭素	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002mg/L	
11	塩化ビニルモノマー	平成9年3月環境庁告示第10号 (地下水の水質汚濁に係る環境基準について) 付表に掲げる方法	0.0002mg/L	
12	1,2-ジクロロエタン	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、又は5.3.2に定める方法	0.0004mg/L	
13	1,1-ジクロロエチレン	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002mg/L	
14	1,2-ジクロロエチレン	シス体	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.004mg/L
		トランス体	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.004mg/L
15	1,1,1-トリクロロエタン	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005mg/L	
16	1,1,2-トリクロロエタン	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0006mg/L	
17	トリクロロエチレン	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.002mg/L	
18	テトラクロロエチレン	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005mg/L	
19	1,3-ジクロロプロペン	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0002mg/L	
20	チウラム	環境基準告示付表4に掲げる方法	0.0006mg/L	
21	シマジン	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003mg/L	

	有害物質の種類	検 定 方 法	備 考 (最終：平成24年5月23日環境省告示87号)	
22	チオベンカルブ	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.002mg/L	
23	ベンゼン	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.001mg/L	
24	セレン及びその化合物	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法	セレンとして0.002mg/L	
25	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物	規格42.2、42.3又は42.5に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法	アンモニア性窒素として0.7mg/L
		亜硝酸化合物	亜硝酸化合物にあつては規格43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法	亜硝酸性窒素として0.2mg/L
		硝酸化合物	硝酸化合物にあつては規格43・2・5に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法	硝酸性窒素として0.2mg/L
26	ふっ素及びその化合物	規格34.1若しくは34.2に定める方法又は規格34.1C) (注 (6) 第3文を除く。) に定める方法及び環境基準告示付表6に掲げる方法	ふっ素として0.2mg/L	
27	ほう素及びその化合物	規格47に定める方法	ほう素として0.2mg/L	
28	1,4-ジオキサン	環境基準告示付表7に掲げる方法	0.005mg/L	
29	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	昭和49年9月環境庁告示第64号 (環境大臣が定める排水基準に係る検定方法) (以下「排水基準告示」という。) 付表1に掲げる方法	0.1mg/L	

表 水質19 水質関係公害防止協定値

企業名	締結年 (改正)	排水基準値 (pH及びDXX類を除きmg/L、DXX類についてはpg-TEQ/L)		化学的酸素要求量		浮遊物質		ノキサ物質ルサンマンル抽出量		全窒素		全りん		フエノール		シアン		負荷基準値 (kg/日)		備考	
		水素イオン濃度	排水基準値	4・9号	10・5号	4・9号	10・5号	4・9号	10・5号	4・9号	10・5号	4・9号	10・5号	4・9号	10・5号	4・9号	10・5号	4・9号	10・5号	排水基準値 (mg/l)	負荷基準値 (kg/日)
新日鐵住金(株) 大分製鐵所	H20.3	6号 7.5~8.6 4.5~9号 7.0~8.6	ND	0.05	0.05	4・9号 12・08 5・6号 8・05	0.05	0.05	400	7,180	400	7,500	640	25	30	溶解性鉄 4号 ふっ素 5・6・9号 ふっ素 取・排水温度差 7℃以下	1 4 1.5	1,300 1,000 (ふっ素は実質負荷量)			
住友化学(株) 大分工場	H20.9	5.8~8.6	-	-	0.2	5 (3)	-	0.5	25 (20)	1,700	-	680	255	-	-	BOD 20 (15) ふっ素 7 (6) ジクロロメタン 0.04 ベンゼン 0.05 ほう素 3 ダイオキシン類 2 トルエン 1.2 フェニトロチオン 銅含有量 0.006 1 0.02 0.012	1.275 510				
王子マテリア(株) 大分工場	H14.11	5.8~8.6	-	-	0.4	7 (7)	-	1	35	1,540	45	300	18	15	-	BOD 70	3,050				
昭和電工(株) 及びそのグループ各社	H20.9	6.0~8.6	-	-	0.03	3号排水口 2 その他 2 (1)	-	0.5	8 その他 8 (4)	3,591	168	1,290	138	-	-	ジクロロメタン 0.02 ベンゼン 0.05 ダイオキシン類 1 取・排水温度差 7℃以下					
NSスチレンモ ノマー株式会社 大分製造所	H元.3	6.0~8.6	-	-	0.5 (0.2)	20 (12)	-	1	15 (11)	47.5	4.3	51.8	8.6	0.9	-						
JX日鉱日石 エネルギー(株) 大分製油所	H15.3	6.0~8.6	ND	0.05	0.1	12 (10)	-	1	15 (10)	156	15.6	156	15.6	1.6	-	取・排水温度差 7℃以下					
九州電力(株) 新大分発電所	H 7.7	1・2号系列 5.8~8.6 3号系列 5.8~8.6	ND	-	-	30 (20)	-	1	10 (7)	11.2 11.2 3号系列 10.8	1.6	32	3.2	-	-	取・排水温度差 7℃以下					
パンパシフィック・ カツバナー(株) 佐賀製鐵所	H 8.6	5.8~8.6	-	-	-	3 (1.5)	-	1	30 (10)	2,533	126	380	76	-	-	銅 1 (0.6) 亜鉛 5 (3) 砒素 0.1 鉛 0.1 カドミウム 0.01 セレン 0.1					
太平洋セメント(株) 大分工場(津久見)	S47.6	6.0~9.0	-	-	-	-	-	5	50	-	-	-	-	-	-						

備考1 ( )内は、日間平均値である。  
備考2 全窒素、全りんのうち\*印のついているものは、それぞれアンモニア態窒素、リン酸態りんである。